

旭川市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境や地域社会、友人関係、児童生徒の個別の問題等が複雑に絡み合っている場合が見られる。そのような解決が困難なケースについて、関係機関との連携を図った指導体制の構築やアプローチが必要であり、そのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え、福祉的な視点を取り入れることができるSSWを配置し、状況の改善を図っていくことを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

子育て支援部所管の子ども総合相談センターにSSWを配置し、同センターに配置されている家庭児童相談員（児童虐待や養護相談、不登校・いじめ相談担当）等との連携や情報共有を行っている。

なお、学校数が多いため市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、支援を行うこととしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

1名（精神保健福祉士，教員免許状），非常勤嘱託職員，週29時間勤務（週4日9：00～17：00）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

策定していない。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

市独自の研修は行っておらず、北海道教育委員会主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村SSWを対象とした研修に参加している。

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

北海道教育委員会主催SSW連絡協議会，SSWフォーラムにおいて、北海道教育委員会担当者の説明，事例発表・質疑，研究協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

パネルディスカッション：「子どもの最善の利益」を保障するための関係機関との連携の在り方

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無
- 活用方法

（6）課題

特になし

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】関係機関との連携のための活用事例（②児童虐待⑦その他（発達障害等に関する問題））

本児は発達障害がある。母はうつ症状があり、本児に関心がなく、ゲームに依存。父は家の中がごみであふれている状態や母の本児への対応について特に改善しようとはしない。ネグレクト傾向にある。本児は独占したい気持ちが強く、その気持ちが満たされないと学校で暴れる。

当初、関係機関はなく、学校が本児への対応に苦慮したことから、SSWに支援の依頼があり、SSWが状況の整理や今後の対応についてアドバイスをし、関係機関とのつなぎを行ってきた。

<SSWの関わり>

・学校を訪問し、担任やコーディネーターと面談、情報収集。学校に、本児の主治医訪問時に学校での様子を伝えることと、SSWの家庭訪問実施へのつなぎを依頼。結果、本児の通院再開と適切な投薬につながり、以前より本児は落ち着いて学校生活を送れるようになった。またSSWが家庭訪問を行い、直接父母や本児と会い、父がキーパーソンであることや父の頑張り、父への支援の必要性を確認することができた。障害者相談支援事業所や放課後等デイサービスの活用の際には、学校と事業所との事前打合せに同行し支援を行った。

・学校での対応が難しくなってきた際には、主治医を交えて情報共有を行い、医学的視点からのアドバイスを受け、学校内での関わり方と家庭に対する関わり方についての方向性を確認した。

・児童相談所を訪問し、事前に本児や家庭状況、関係機関での支援の方向性について情報提供を行った。

・家庭児童相談へ依頼し、要保護児童対策地域協議会のケース検討会開催。関係機関が一堂に会し、現状確認と役割分担を行った。

・定期的に学校、家庭、関係機関と連絡をとり、情報収集や調整を行った。

キーパーソンであった父が病気で倒れ、母が登校時に付き添う等家庭状況が変化している。本児の施設活用も視野に入れ、今後も継続して関係機関と連携を図りながら家族支援を行っていく。

【事例2】不登校改善のための活用事例（④不登校⑦その他（発達障害等に関する問題））

本児は特別支援学級に在籍、放課後等デイサービスを利用。断続的に不登校になり、不登校の理由及び登校再開の理由は分からない。母は本児が別離した父親と性格及び仕草が似ており、本児を見るとイライラし拒否反応を示す。不登校については、「学校に行かず怠けている」との認識。学校の学級担任からSSWに、母子関係が構築できないため、母への支援の依頼があったことから、SSWがアセスメントを行い、母との関係作り及び関係機関との連絡調整を行った。

<SSWの関わり>

・母との面接を繰り返し、母の言い分を受け止め、本児に対する理解を促す支援をするとともに心理的ネグレクトの改善を図った。

・本児の安全確保と居場所をつくるため、放課後等デイサービス事業所と連携。デイサービスへの通所を週4回に増やし、母と一緒にいない時間及び空間を確保した。また、母とデイサービス職員との関わりが少なかったため、関係作りを勧め、母のストレス発散を目指した。加えて、本児の運動不足の解消とバックアップできる居場所として、運動ができるデイサービスの利用を追加。

・学校内での関わり方について、方向性（急な登校においても、本児が心を落ち着かせて対応できる教諭との時間及び居心地の良い空間を確保すること、無理のない登校刺激をすること）を確認。また、プリントを届けることを理由に本児の安否確認と母とのコミュニケーションを図ることを学校に依頼。

・児童相談所における一時保護と施設入所を検討。一時保護した際には、本児が食事をとることを拒否し、一泊で一時保護を解除。

SSWと母の面接場面において、SSWが本児の発達障害について「ワーキングメモリーが小さいと記憶に残らないことがある」、「『知らない』と嘘を言っているのではない」と伝えたところ、母の本児に対する見方に変容が見られた。母は、本児への接し方を変えることでお互いが楽になるかもしれないと、新たな視点での関係性の構築を行う態度を見せた。関係性が構築され、親子関係が修正されてきたことで、家庭内における緊張感が減少、本児の表情が明るくなってきている。未だ登校の再開には至っていないものの、母は「修学旅行に行かせてあげたい」と具体的に参加させることを計画したり、様々なサービスについて情報収集や見学をするなど、前向きな行動につながってきている。今後も継続して関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。

【4】成果と今後の課題

（1）SSW活用事業の成果

・平成29年度においてSSWが対応したケースは52件（新規実件数）であり、昨年度に比べて増加している。家族や学校からの相談に、面接・訪問等で対応した。

・問題を抱える児童生徒を支える保護者と担任（学校）が、児童の状況や課題、支援方針等について情報を共有することができた。

・担任（学校）に対し、SSWが教員の視点とは異なる視点で状況に応じた働き方を検討し、協働しながらの取組ができた。

（2）今後の課題

学校や関係機関等に対し、SSWを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。

また、関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

青森市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒等に対する相談業務及び教職員、少年指導委員、教育相談員などへの指導・助言

（2）配置・採用計画上の工夫

採用期間は1年であり、ハローワークを通じて公募し試験を実施する。

配置は、青森市は、旧市内と浪岡地区があり、現在、スクールソーシャルワーカー（当市ではカウンセリングアドバイザーという名称）は浪岡地区に配置されているが、これまで旧市内で継続して来た事案があれば対応している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

1名、認定心理士（公益社団法人日本心理学会）、1週29時間10分の勤務時間を超えないこと、学校か

らの依頼によりスクールソーシャルワーカーを派遣しカウンセリング、コンサルテーションを行う。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

学校からの依頼により、学校だけでは対応困難な児童生徒、保護者へのカウンセリングや指導、学校教諭に

対する助言を実施しており、小学校・中学校の校長会・教頭会、生徒指導協議会などで活用を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

なし

（2）研修回数（頻度）

なし

（3）研修内容

なし

（4）特に効果のあった研修内容

なし

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法 なし

（6）課題

特に本市では研修を受講させてはならず、スクールソーシャルワーカー自身の自主的な受講に任せているが、最近の子どもの傾向（希死念慮、ネットに関するもの）にあった研修を受けさせることが必要と思われる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校に関する派遣型活用事例（④、⑦）

学校行事がきっかけで短い登校しぶりの後、完全不登校となった。

保護者からの希望でSSWと面談となる。

当該児童及び保護者の話から、学級担任の関わりに対して当該児童の親和性が低いことがわかったため、学校内に児童と自然にかかわりを持てる職員を増やすため、管理職、養護教諭、学級担任と情報共有を行い当該児童への関わり方を統一した。

あわせて保護者へも今後の見通しを伝え、日常生活支援と登校に対する協力をお願いする。

徐々に保健室へと当該児童の登校が進み、別室登校へと繋がった。

今後もケース会議を待ちながら、管理職を中心として組織的に児童の支援をしていく。

【事例2】非行行為再発防止のための派遣型活用事例（⑥）

学校から盗癖がある児童について相談があり、学校から保護者に対しSSWの活用を勧めたところ、面談を希望し保護者と当該児童が来所。

当該児童と事件時の心の動きを丁寧に振り返り、被害者への描写から他者理解・感情理解の乏しさが感じられたため、他者への関心及び規範意識を醸成するため継続的な面談を行う。

平行して学校訪問し、管理職ほか関係者と連携し、見守りと当該児童との関わり方を助言。

その結果、再犯しない約束と被害者への謝罪する気持ちを表現できるようになった。

その後も、再発防止のための支援にあたったところ、当該児童は部活動に取り組むことによって再犯はなく、人とのかかわりとチームワークの大切さを学んだ。

現在も安定した学校生活を送っているが、定期的な児童との面接と保護者へのコンサルテーションを継続している。

【事例3】性的な被害のための活用事例～該当なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度中、不登校に関する相談を28件受理し、20件を解決している（解消率71.4%）であることから、学校からの信頼もあり、現在もスクールソーシャルワーカーの継続した派遣要望がある。

（2）今後の課題

やはり、臨床心理士及び精神保健福祉士の資格を有するものによる助言が必要とされる相談（発達障害に関するもの、希死念慮）が増えていることから、スクールソーシャルワーカーも青森市では数少ない臨床心理士の資格を持った人材確保が必要である。

八戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える課題を解決するため、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や、児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 市内10中学校に5名のスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置。
- 配置校以外の小・中学校57校については、近隣の配置校から必要に応じて派遣。
- 市教育委員会内少年相談センターにスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（SSWSV）1名を配置。自ら相談活動を行うとともに、学校やSSWへの助言・連絡・調整を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 SSW 5名 SSWSV 1名
- 資格 社会福祉士・教員免許（幼・小・中・高・特支）・教育カウンセラー・看護師
- 勤務形態 SSW 週4日 1日4時間 年間560時間
SSWSV 週5日 1日6時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 実施要綱を策定し、SSW活用事業の目的、職務、活用の手順等を盛り込んでいる。
- 市小中学校長会・教頭会・生徒指導主任研修会等で活用について周知。
- リーフレットを作成して市内全児童生徒の保護者に配付し、仕組みと相談窓口について周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー5名 スーパーバイザー1名

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間6回） 青森県教委主催のSSW連絡協議会（年間2回）及び研修会（年間2回）

（3）研修内容

SSWの職務等について、個々のSSWの対応事例の検討、県のSSWとの情報交換、スキルアップ研修

（4）特に効果のあった研修内容

年間6回行っている連絡協議会において、個々のSSWの対応事例の検討を行うことにより、支援や関係機関との連携の在り方について理解を深めることができた。また、県教委や高等学校のSSWと情報交換を行うことにより、連携が深まり、協働で対応した事例もあった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 市教育委員会少年相談センター内にSV1名を配置（元中学校長）
- 活用方法 電話・来所相談、SSWへの助言、学校とSSW・関係機関との連絡・調整等

（6）課題

- SSW活用事業の拡充を視野に入れての人材確保
- SSWの人材育成、資質向上を図る研修等の充実
- SSW活用事業についての学校や家庭、地域社会への周知
- 学校現場での活用の在り方
- 他相談機関や関係機関等との連携の在り方

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策（家庭環境改善）のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

中学生のA子は、母、兄、姉、弟の5人世帯（生活保護世帯）。家庭内はごみが散乱。母は病気を患い1人で外出できない状態。母の通院や生活保護費の受給は高校生の兄が付き添っていた。兄は怠惰による不登校傾向。小学生の弟は生活リズムの乱れから登校渋りがあった。A子や高校生の姉は、学校生活において特に気になる様子はなかった。小・中ともに学校納入金を滞納しており、中学校からSVへ相談があった。また、兄の学業や生活を心配した高校が県のSSWに相談。県のSSWからSVに情報提供があった。SVが小・中学校に子どもの状況を確認。SVから福祉行政関係課へつなぎ、生活福祉課と健康づくり推進課が家庭訪問。家庭の状況を確認し、母の入院を手配。母の入院中は兄と姉がA子と弟の世話をし、学校・SSWが家庭訪問等により子どもの様子を見守った。1か月程度の入院を経て母が退院。退院後も福祉行政関係課と学校・SSWが連携しながら家庭を見守り、家庭内の生活環境が改善し、弟の登校しぶりや学校納入金の滞納が解消した。

【事例2】児童虐待対策のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ④不登校）

中学生のB子は、継父（単身赴任）、母、弟C、弟Dの5人世帯。B子は小学生時から不登校傾向。B子の様子を確認するためにSSWが定期的に家庭訪問をしていた。家庭内はごみが散乱。子どもの学校納入金を全額滞納。年度当初に母が再婚し、生活保護受給対象から外れた。母の再婚後、すぐに弟Dが誕生。SSWの訪問時、母がいないことが何回もあり、弟Cが弟Dの面倒をみていた。SSWからSVに連絡があり、小・中学校、福祉行政関係課、SSW、市教委でケース会議を開催。中学校が継父と連絡をとる、小学校が母の近親者と連絡をとる、福祉行政関係課が母に金銭のつかい方を指導する、SSWが家庭の様子を確認する、市教委が児童相談所に情報提供する等の役割分担をした。その後、弟Cの話から電気・ガスが止められていることが判明し、小学校が児童相談所に虐待通告。児童相談所がネグレクトと判断し、子ども全員を保護した。その後、家庭内の生活環境が改善されたため、一時保護を解除。学校・SSW・児童相談所が家庭の見守りを続けている。

【事例3】性的な被害についての対策のための活用事例について ※事例無し

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 児童生徒・保護者相談を合わせると延べ677件の相談があった。児童生徒については学校生活に関すること、保護者については子どもの養育や経済状況に関することの相談が多い。
- 不登校傾向の児童生徒やその保護者にSSWが関わることで、出席日数が増えたり、自分から登校しようとする姿勢が見えたりする事例もあった。また、保護者からSSWに直接相談が寄せられ、SSWが保護者へアドバイスをしたり、こどもへ働きかけたりすることで家庭から頼りにされている事例もある。
- SSW配置校教職員の児童生徒の不登校や問題行動の背景をアセスメントする力が高まってきた。このことにより関係機関等と連携し効果的に児童生徒や家庭を支援することができた事例が複数ある。
- 学校と関係機関との情報交換や連携が促進し、子どもを見守る体制の整備が図られた。
- 要保護児童対策地域協議会とも連携し、課題のある家庭についての情報共有と見守りをを行っている。

（2）今後の課題

- 学校が主体となって関係機関等と連携を図り、ケース会議をはじめとする対応を行うこと、あくまでもSSWはコーディネーター的役割であることの学校現場への周知。
- 学校現場でSSWを有効に活用するために、教員の「子どもの置かれた状況をアセスメントする力」を向上させるための研修等。
- SSWの人材確保と人材育成。

宇都宮市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等、学校だけでは解決が困難な事案に対し、社会福祉等についての専門的な知識や経験に基づき、学校や家庭と福祉部門等の関係機関を繋ぎ、問題の解決に当たることができるよう支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに、福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため、児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置している。

採用にあたっては、市のホームページ等で募集要項を掲載するとともに、栃木県社会福祉士会に周知協力を依頼し、専門性を有する人材の確保に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2名
- ・資格 社会福祉士の資格を有する者、教育分野において相談業務の経験がある者
- ・勤務形態 1週間あたり2人それぞれが5日（1日6時間）勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットを配布した。また、校長会や児童生徒指導関係の連絡会議等で周知を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW活用事業研修会（県教育委員会主催、年1回）への参加
- ・市子ども家庭支援室との連絡協議（年1回）
- ・各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- ・SSWのあり方について
- ・事例研究会及びSSWの今後について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換
- ・各種研修会内容に沿ったもの（家庭の貧困や不登校などについて）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SSWのあり方について
- ・個別事案の検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置：なし

O活用方法：なし

（6）課題

- ・対応件数の増加に伴い、課題が複雑化・多様化しているため、解決に時間を要する事案が増えている。効果的な研修内容を充実・精選し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 虞犯傾向にある生徒と、その家庭の支援のための活用事例（⑥非行・不良行為、⑦その他）

当該生徒には犯罪行為を繰り返していた兄がおり、その影響もあって虞犯傾向であるとともに、知的発達障がいや疑う言動が見られた。また、母子家庭で、母親は外国籍のため、日本語が不得手である。また、子どもらによる近隣への迷惑行為や部屋の破損などが原因で、住居の立ち退きを命じられていた。

そのような中、学校からの依頼でSSWが当該家庭に関わることにより、当該生徒と学習支援を行っている一般社団法人と繋いだり、児童相談所と連携し、療育手帳の取得を行ったりした結果、特別支援学校への進学が決定した。さらに、住居を立ち退いた後の生活のために、市の住宅課などの関係機関に繋げるなどして、生活支援を行った。年度末には、当該生徒の特別支援学校入学後の支援のため、県教委に情報提供し、現在は県教委のSSWが支援を継続している。

【事例2】 両親の養育力不足と母親の精神的不安定による養育支援のための活用事例（①貧困対策）

当該児童の両親は、不仲であるとともに、規則正しい生活を送らせることができないなど、養育力が不足していた。また、母親が精神的に不安定で、当該児童の養育を放棄するような言動が見られたため、児童への影響を懸念した学校は、SSWに支援要請した。家庭に介入したSSWは、母親の養育不安の相談に乗りながら、当該児童の登校を支援したり、母親への相談機関として、児童相談所に繋げたりした。その結果、児童相談所が、虐待ケースとしてではなく養護ケースとして当該児童を児童養護施設に措置入所することとなった。現在は、児童相談所が当該児童と保護者との適切な距離を保ちながら、児童養護施設で生活する当該児童の見守りを続けている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

		平成27年度 (配置初年度)	平成28年度	平成29年度
A	新規ケース	36	47	47
B	前年度からの継続	0	26	43
C (A+B)	年度対応数	36	73	90
D	終結ケース	10	30	40
E (C-D)	次年度へ	26	43	50

- SSWの実効性が学校現場に広まり、学校からのSSWへの要請が高まっている。よって平成29年度では実質上の増員を図った。

⇒平成28年度：2人がそれぞれ1週間3日勤務→平成29年度～30年度：2人それぞれ1週間5日勤務

（2）今後の課題

今後、学校からSSWへの要請件数の増加が見込まれる中、年々、前年度からの継続数が増加していることから、知識や経験豊富なSSWの継続的な人材確保、資質向上を図るための体系的な研修体制の整備や、予算措置などが課題となっている。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、学校からの相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校を訪問し、人間関係性の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。

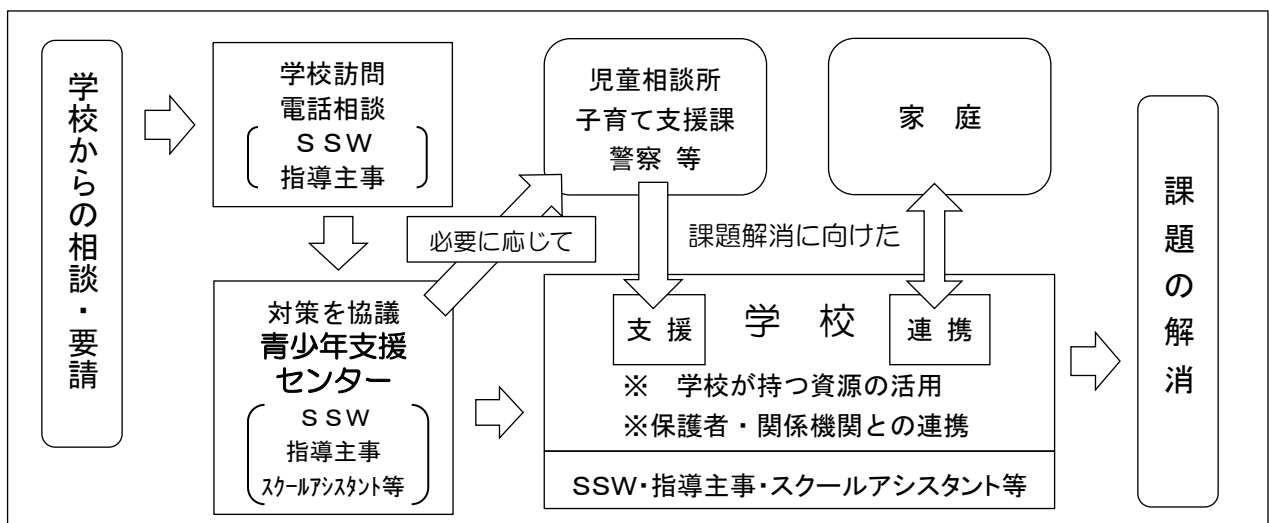
＜業務内容＞

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①問題行動等にかかわる児童生徒の関係性の見取り | ④校内研修・PTA研修会等での講話 |
| ②関係した子どもたちや保護者への支援 | ⑤いじめ相談ダイヤルでの相談対応 |
| ③校内でのケース会議等への参加・助言 | |

（2）配置・採用計画上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞

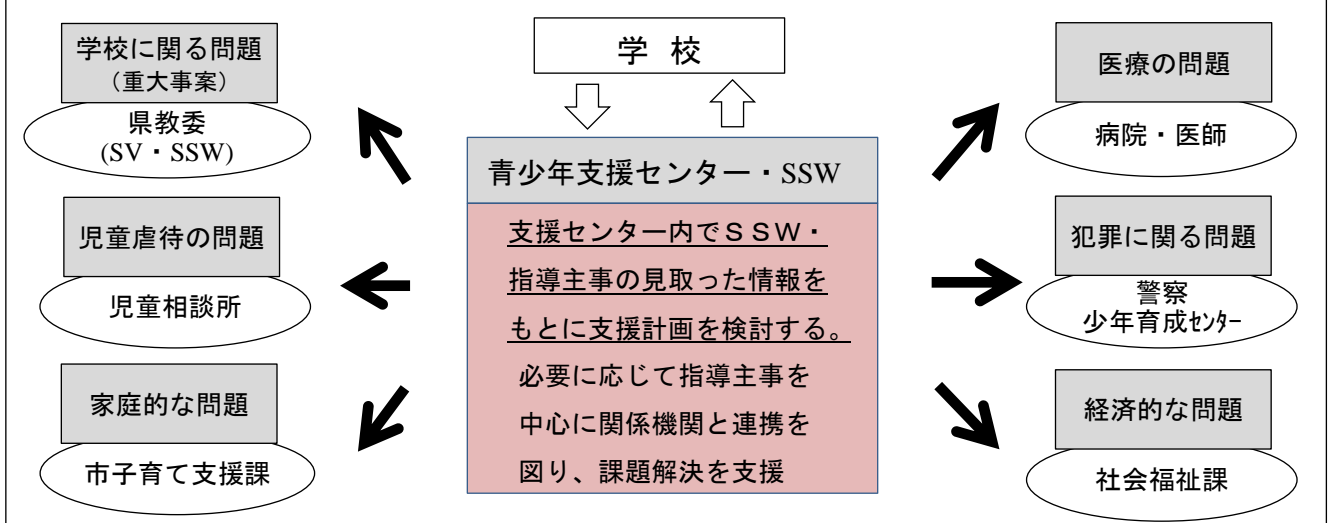


（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：1名 ②資格：臨床心理士 ③勤務形態：5日／週、6時間／日

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



＜各学校への周知方法＞

○校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

○本市 S S Wは1名配置のため、定期的な研修は実施していない。また、S Vの配置もないため、S S W自身が指導を仰ぐS Vから定期的にスーパービジョンを受け、自己研鑽を重ねている。このスーパービジョンで事例を俯瞰的・多面的な視点で検証し、必要な支援の明確化を図ることができているため、その後の支援や学校への適切な助言に繋がっている。

○課題 これらのスーパービジョンはS S W自身が定期的に行っており、すべて自己負担となっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自傷行為を繰り返す生徒への心理的支援のための活用事例

(①家庭環境の問題 ⑥自傷行為 ⑦心身の健康・保健に関する問題)

父親のDVや養育への無関心などから親子関係が構築できず、自分の考えを表現することが苦手で友人関係が築きづらい。また、精神的に抑圧されたことなどもあり、怪我などの痛みへの感覚が鈍く、中学2年からリストカットが始まった。学校はS Cが母親のカウンセリングを行い、担任や養護教諭が当該生徒に関わり支援を行っていた。中学3年になりS S Wが当該生徒と関わり、カウンセリングをベースに、時間をかけて会話を成立させる体験を重ねていったところ、意志表現をすることができるようになり、自傷行為も収束した。

【事例2】事故による緊急対応のための活用事例（⑦心身の健康に関する問題）

在籍生徒が命に関わる交通事故に巻き込まれたことを受け、学校の緊急対応体制の構築を支援するとともに周囲の生徒へカウンセリングを行った。養護教諭がコーディネーターの役割を担い、担任による健康観察や健康記録カードを活用して危険要素の高い生徒を抽出した。また、S S Wと情報交換を密に取ったことにより、即時的な支援を行うこととなり早期解決を図ることができた。事故の報告を受けて不安定になり緊急支援が必要となった生徒にはS S W、日常から継続的に支援している生徒にはS Cと役割分担を決めて対応したことで、支援体制と支援方針が明確になり、迅速に対応することができた。情報を共有し、カウンセリングの様子を担当及び学年職員に伝え、学級経営に役立つ助言を与えるとともに、職員間に共通理解が図られた支援体制を築くことができた。

【事例3】該当事例なし

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問 20校 合計102回

- ① S S Wを学校に派遣し、対人関係に課題のある児童の見取りを行い、教職員と情報を共有し指導に生かした。
- ② 担任や学年職員へのコンサルテーションにより、学校の支援体制についての助言が明確にでき、学校側が支援の方向性を共通理解し、役割を分担して対象生徒や家庭への働きかけを行うことができた。
- ③ 予期せぬ事故が発生した際に、学校における緊急の支援体制のあり方について助言し、子供の変化を見取ることで、面談やカウンセリング等、支援が必要な生徒に迅速かつ適切な支援を行うことができた。

(2) 今後の課題

- ① S S Wが一人体制であるため、複数の事案に同時に対応することが困難である。また、臨床心理士としての経験とともに、学校と連携した対応を求められるため、適切な人材の確保が難しい。
- ② S S Wの役割が学校に認知されたことで需要が高まっているが、S S Wによる支援が効果的に行われ、学校の組織力を向上させるために、校内支援体制の整備を図る必要がある。
- ③ S S Wの効果的な活用に向けて、学校内にコーディネーターとしての役割を担う職員を位置づけ、個々の教職員の意識向上とS S Wへの理解を深める必要がある。

高崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。

こうした支援において、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）は福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、SSWによる支援対象地域を5地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、該当児童の進学やその兄弟姉妹等の関係で、小・中学校にまたがる支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じSSWを配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 スクールソーシャルワーカー（SSW） 5名
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格等
- ・勤務形態 週4日（月～木曜日）、1日7.5時間勤務、週30時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・SSW活用マニュアル（SSW活用の手引き）を作成し、小・中・特別支援学校及び関係機関へ配布する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、適応教室指導員研修会等で説明する。
- ・拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）

（2）研修回数（頻度）

- ・年複数回、研修会等へ参加。（文科省後援の研修会や県の「SSW推進シンポジウム」など）
- ・市庁舎（学校教育課）に全員が勤務する日に、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換をする。

（3）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障害、虐待、貧困の児童・家庭への対応について考える。
- ・事例コンサルテーション

（4）特に効果のあった研修内容

SSWが個々に抱えている事例に対して、他のワーカーたちがそれぞれの経験の中から、具体的な対応策を出し合って検討会を実施したことで、効果的な支援に努めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

現在、スーパーバイザーの設置はない。今後、SSWの増員が見込まれる際に検討していく予定。

（6）課題

- ・事例検討会や研修会等の定期的な実施と、さらなる内容の充実（県が派遣するSSWとの連携等）
- ・スーパーバイザーの設置
- ・研修費（出張費・講師謝金など）の拡充

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑦心身の健康）

A君の父が事故により障害を負い家庭が経済的に困窮し始めた頃、A君は摂食障害を患って入院となる。その後、A君の体重はいったん戻り始め、学校へも登校できるようになった。しかし、今度は母の精神状態の悪化に伴いA君は再び不登校となり、学校が母と連絡が取れなくなったため、SSWに相談が入り介入。

まずSSWは、A君及び母との信頼関係を築きながら、同時に社会福祉課、障害福祉課、病院、発達支援センターと連携し、外部からの経済的・精神的支援体制を整えた。そして、定期的に母と面談を行い、学校へは母の思いや現在の状況、A君の心理状態などを伝えながら、A君や母が追い詰められないよう学校における支援体制を整えていった。A君については、まず登校できたことを褒め、彼の心の動きに沿った支援を行った。また、療育的支援も必要なことから、放課後等デイサービスへ繋ぎ、母との関係の築きなおし等を考えて、病院、母、SSWでの話し合いを重ねる中で、A君は自力で登校できるまでに回復した。

当初、スープしか口にすることが出来なかった給食も完食できるほど改善し、母も、専門機関の人達に支えられながら少しずつではあるが、前向きにA君のこを受け入れられるようになってきている。

【事例2】不登校改善のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

両親の離婚を機に小4の弟の登校しぶりが始まり、父からSCに相談があったため、家庭環境の調整という視点で、SCよりSSWに「ひとり親家庭」への支援依頼が入った。

まず、SSWは父と面談をして、児童扶養手当、就学援助、福祉保険証など、ひとり親家庭が利用できる福祉支援サービスを確認した。次に、「経済的に厳しいが子どもを塾に通わせたい」ということで、貧困家庭対象の無料学習塾を紹介した。しかし、中1の姉が離婚によるショックから複数の病院へ通院が続き、父の欠勤が増えたため、給料が減額されてしまった。そこで、フードバンクと子ども食堂を紹介し、子どもについては2か所の子ども食堂を行き来することで、月曜から金曜まで利用できるよう調整をした。また、中学校からSSWに対して、姉の特別支援学級への転籍の相談（小学校時には拒否したと聞いた）があったが、SSWと父との信頼関係が築けていたため、今回は話をスムーズに運ぶことができた。

無料学習塾や子ども食堂の支援と、SSWを介した父と担任や養護教諭、関係職員との情報共有でき、現在もサポートできている。また、SCとの定期的な情報交換も続け、弟の登校しぶりも現在は解消している。

【事例3】 該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生143人、中学生103人
- ・訪問回数は、学校訪問1449回、家庭訪問705回、関係機関訪問453回
- ・SSWが支援した事案のうち、「問題が解決」または「問題が好転した」件数の割合は、支援全体の35.2%である。（前年度は26.7%）
- ・教職員とのケース会議だけでなく、専門機関と連携した活動を行うことで、家庭や医療に係る問題（特に貧困、虐待、発達障害等）など児童生徒を取り巻く環境の改善に、SSWの支援は効果的なものとなっている。

（2）今後の課題

- ・SSWの人材確保とスーパーバイザーの設置
- ・SSWの資質向上のための研修体制の充実
- ・学校からの要請に対する支援体制の見直し

川越市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

*川越市立小学校32校、中学校22校、高等学校1校、特別支援学校1校 計56校対象

（2）配置・採用計画上の工夫

【派遣型】川越市の教育相談機関である川越市教育委員会教育センター分室（リベアラ）にSSWを2名配置している。学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣している。 *平成30年度は、3名。

【配置型】29年度より配置型導入。4名を小学校に配置し、各校近隣の小中学校もカバーしている。

*平成30年度は、6名。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 6名

資格 精神保健福祉士 5名 社会福祉士 4名 教員免許 1名 大学教授 1名

勤務形態 5名→年間80日（1日6時間） 1名→年間40日（1日6時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、学校等に配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーにも、研修会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 6名

（2）研修回数（頻度）

年5回（4月、7月、8月、10月、2月）

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・講話（SSWの業務 チーム支援と校内体制）
- ・学校教育相談コンサルテーション研修会、特色あるさわやか相談室づくり研修会に参加

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・研修会の講師（講演）
- ・事例検討におけるスーパーバイズ

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修内容の充実
- ・配置型、拠点校型への移行に向けて、学校内での対応の在り方についての研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校⑥その他）

〈ケースの概要〉

- ・小学校男子。父、母、姉。母は、養育力が低く、父が出勤した後、渋る本人を登校させることができない。

〈SSWの支援〉

- ・学校訪問し、客観的事実を把握した後、両親と面談した。出勤後の家庭の状況を父に伝え、理解を得るとともに今後の対応について話をする。
- ・その後、登校ができるようになったが、教室で不適応を起こし、授業妨害等をするようになる。SSWが教室訪問し、対応について担任・管理職と話し合う。
- ・保護者面談を繰り返す中で、保護者から発達の不安が出てきた。SSWが医療につなげる。
- ・病院のワーカーと情報共有し、学校に伝える。

〈成果〉・本人が徐々に安定しはじめ、学校生活も順調に送れるようになってきている。

【事例2】保護者が不安定で養育が不十分な児童のための活用事例（①貧困対策③不登校）

〈ケースの概要〉

〈概要〉

- ・小学生の兄弟。母子家庭。母が精神的に不安定で、午前中起きられない。そのため、毎日午後から登校していた。学力が身につかず、欠席が増えている。

〈SSWの支援〉

- ・管理職と一緒に家庭訪問。福祉との関わりを拒絶していた母だが、SSWの話には応じた。
- ・定期的に家庭訪問する。家庭訪問した際には、兄弟を連れて登校させる。
- ・登校後、兄弟の学習支援も手伝い、関係性を深める。

〈成果〉

- ・粘り強く関係性を作ったことから、母、兄弟共にSSWを信用するようになった。兄弟は、SSWが来ると喜んで登校するようになった。母も前向きになり、早起きを心掛けるようになった。福祉へのつながりの拒否もなくなった。個別学習で学校への抵抗がなくなったことと、母が早起きするようになったことで、兄弟の不登校が改善された。

【事例3】該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・6名のスクールソーシャルワーカーが対応した件数 264件
そのうち、問題が解決・改善したケースの割合は、 64.3%
- ・配置型では、教職員からの相談、学校生活を送る児童の様子が間近で見られる等、教職員及び児童・保護者とより深くかかわることができる。保護者との関係構築も築きやすい。
- ・SSW配置事業も3年目となり、継続的にかかわるケースが増えたと同時に、家庭訪問数やケース会議の数も増加している。
- ・大学教授のスーパーバイズにより、SSWの質が向上している。スーパーバイザーが率先してケースを担当するため、学校からの信頼を得ることができている。

（2）今後の課題

- ・SSWのニーズが高く、現状ではまかないきれないため、事業拡大が必須である。
- ・今後、SSWの増員や困難事例の増加が予想させるため、質の向上が見込まれる研修の在り方を考えていく。

越谷市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成27年度より市としてSSW3名を教育センターに配置している。（平成26年度は県費によるSSW2名を配置）また、本市では、市内全ての小・中学校45校において「小中一貫教育推進研究」として研究を委嘱している。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に合わせてSSWを配置することで、小中一貫教育を踏まえた包括的支援にあたっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 → 教育センターに3名配置（小・中学校長が教育センター所長宛に派遣を依頼し、所長が地域担当SSWを該当校へ派遣する。）
- ②資格 → 社会福祉士・精神保健福祉士等
- ③勤務形態 → 原則として平日週2日、1日あたり7時間（9:00～17:00）とし、月曜日から金曜日の間に割り振る。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ガイドラインを作成し、活用のねらい、校内教育相談体制におけるSSWの位置付け及びスクールソーシャルワーク活動における留意事項等を校長会等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ①市独自に主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加
- ②県が主催している研修会に必要な応じて参加（希望参加）

（2）研修回数（頻度）

- ①学期に1回程度

（3）研修内容

- ①児童虐待関係
- ②DV関係
- ③カウンセリング関係

（4）特に効果のあった研修内容

DV関係

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ①SVの設置 → 無
- ②活用方法 → 無

（6）課題

社会情勢及び経済状況等の変化による保護者の失業や精神疾患等が増加傾向にある。それに伴う家庭環境が悪化しており、今後ますますネグレクト等の問題に対応する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（③不登校）

幼児期より集団体験もなく、小学校低学年より不登校状態であった兄弟が、SSWの家庭訪問の継続によって登校するようになった。母の孤立が激しく、他機関の関わりもない家庭であったが、週1回の家庭訪問の中で、母や子供たちとの信頼関係を構築していった。兄が中学に進学するタイミングで開かれた小中合同のケース会議にSSWも参加し、小中の教員が綿密な連携を行う中、情報提供を行った。

【事例2】精神疾患を抱える母親への支援のための活用事例（③不登校）

母は20代から摂食障害。本人は保護者との分離不安からか学校へ自力で行けず、母の送迎が必要になる。母は経済的な不安や毎日の生活のストレスから病気が重篤になったために家事もできなくなり、本児が不登校になった。SSWが生活保護受給のため、生活福祉課に連絡を取るとともに福祉サービス利用のため精神障害者手帳取得に向けて障害福祉課との仲介を行った。母は病院へ通うことで精神がやや安定し、養育態度に改善が見られている。また、介護保険の案内や、母親の養育に関するアドバイスを、家庭訪問を通して行っている。

【事例3】性的な被害についての活用事例

母は精神疾患、経済困難の問題を抱えている。スクールソーシャルワーカーが定期的な家庭訪問を行い、本児の家庭内での悩みや進路への不安などを聞いたり、母の通院の相談に乗ったりした。医療機関との連携や学校のケース会議への参加などを行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○不登校発生率について

	H26	H27	H28	H29	H32目標値
小学校	0.22%	0.19%	0.20%	0.35%	0.17%
中学校	2.31%	2.06%	2.03%	2.05%	2.00%

※H32目標値は「平成30年度 総合的な不登校対策」に掲げている数値

（H28年度に目標値を設定し、5年間で目標値達成を目指す。）

児童生徒が明るく楽しい学校生活を送り、豊かに自己実現を図ることができるよう「平成30年度総合的な不登校対策」のひとつとしてスクールソーシャルワーカーを市内各小中学校の要請に応じて派遣し、学校と連携して児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童生徒及びその保護者等に包括的に支援を行い、問題の解決を図った。その成果として、全国と県の不登校児童生徒の割合を下回る数値が数年続いている。

（2）今後の課題

- ①経済・健康への問題を抱えているケースもあり介護保険、年金制度、未成年後見人制度等、社会福祉制度について知識だけではなく実践的・具体的に活用していくための研鑽を積むことが必要である。
- ②精神疾患の病気の知識や対応の仕方について研鑽を積むこと。
- ③学校、教育センター、関係諸機関（子育て支援課、生活福祉課、医療機関等）と連携をとり、チームとして児童生徒及び保護者を支援していくこと。

柏市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、
- ・課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
 - ・関係機関とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - ・教職員への研修活動
- を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内を3地区に分け、不登校児童生徒支援の拠点である学習相談室を設置しており、そちらにSSWを配置した。
- ・10月より試験的に1名を1つの中学校区に配置し、学校勤務とした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：4名
- ・資格：教員免許4名、精神保健福祉士1名（複数回答）
- ・勤務形態：1日6時間勤務（136日、91日、91日、90日勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、「柏市スクールソーシャルワーカーに関する要領」に定めている。SSWの活動内容をまとめたリーフレットを作成し、各校に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・月1回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・隣接市と合同でスクールソーシャルワーカーの役割に係る研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・困難事例を検討し合うことで、スクールソーシャルワーカーたちがチームとして事例に関わることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無

（6）課題

- ・前年度の課題であった研修については、実施することができたが、SVについては、まだ未配置である。ケースに対するアドバイザーと、事業の在り方へのアドバイザーが望まれる。
- ・勤務日数が少ないため、定期的に研修を実施することが困難である。
- ・経験年数等に応じた研修体系を構築していくことが今後の課題となる。併せて研修の年間計画が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校、⑦その他；心身の健康・保健に関する問題）

（1）概要

中学3年生のAは母、弟Bとの3人世帯。心臓に重い疾患を抱えており、ペースメーカーを入れている。また、ADHDの診断を受けている。母が急逝し、一時保護されたが、施設入所を拒み、ABともに祖母宅に引き取られることとなった。祖母も体が丈夫ではなく、今後のAとBの安定した生活基盤の設計が大きな課題であった。また、学校も休みがちであり、進路に向けた支援も必要であった。

（2）支援内容

- ・安定した生活基盤の設計と進路決定を目標とし、Aの在籍中学校、Bの在籍小学校及び関係機関とのケース会議を実施
- ・親族里親制度の手続き
- ・訪問看護による服薬管理
- ・主治医との情報共有、主治医からの指導・助言
- ・学校で毎日の体調管理（体温、血圧、脈拍、酸素濃度等）

（3）改善状況・課題

- ・学校職員の共通理解のもと、体調が悪化したときは、すぐに病院につなげることができた。Aに対する訪問看護、祖母に対するヘルパーが定期的に家庭訪問をしているため、本児の体調に関しては、様々な関係機関が見守っている。また、祖母が親族里親となることで、経済的には安定した。高校に進学したものの、登校が安定していないことが課題である。

【事例2】非行のための活用事例（①家庭環境の問題 ⑥非行・不良行為 ⑦心身の健康・保健に関する問題）

（1）概要

中学2年のCは、自宅で騒ぎを起こした。これまでもインターネットの通信販売で高価なものを買ってしまうことが度々あった。前年度に両親は離婚し、母と妹との3人世帯。養護教諭との会話の中で死をほのめかす発言等もあった。

（2）支援内容

- ・担任、教育相談担当、養護教諭、管理職、スクールカウンセラー、保健所、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事とでケース会議を実施。
- ・就学援助の手続き事務をするのに困難をきたしていたため、学校事務職員に母と一緒に手続きを進めてもらった。
- ・保健所の健康相談から児童精神科受診につなげてもらった。

（3）改善状況・課題

児童精神科に通院することで、精神的な安定は図られ、その後は問題行動等を起こしていない。家庭環境がまだ不安定であり、不登校傾向があるため、学習支援も含めた支援が今後も必要。

【事例3】性的な被害のための活用事例：該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①H28年度より当事業を行っているが、支援した件数が65件（H28年度）→121件（H29年度）と増加。
- ②試験的に学校配置を行ったところ、当該中学校区での支援件数は、9件（H28年度）→42件（H29年度）と増加。
⇒以上のことより、学校職員や児童生徒にSSW事業を周知すること、認知されることで相談件数が増えるのではないかと考え、今後の事業設計を検討していく。

（2）今後の課題

- ①SV体制の整備
- ②SSWの人数、勤務日数等の検討
- ③明確な効果指標の位置づけ
- ④学校に対しての周知、広報活動

八王子市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中で、SSW、心理職及び教員経験者で構成する登校支援チームを配置し、市立小・中学校全体を対象とした「個票システム」を活用して不登校の未然防止や不登校の解消につながる取組みの支援を行う。特に学校だけでは対応が困難なケースについては、学校の要請によりSSWを派遣して、福祉的な観点から支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育、心理、福祉の各領域の専門家からなるチームを構成し、不登校児童・生徒の実態把握や分析ができるようにしている。
- ・不登校特例校である高尾山学園に配置し、市内の不登校対策の拠点としている。
- ・SSWの専門性と対応力の向上を図る為、ケースに応じて複数の専門家をスーパーバイザーとして活用する体制を整備している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人員 4名
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- 勤務形態 1日7.5時間 週4日（年間192日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「総合・教育相談活用ガイドー教職員用ー」を作成し全校に配布している。SSWの活用については、○SSWとは ○どういう時に派遣されるか ○支援内容等、となっている。また、年間の取組み状況を「総合教育相談室活動報告」として学校及び関係機関に配布している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員

（2）研修回数（頻度）

- ・スーパーバイズ：年8回
- ・多摩総合精神保健福祉センター 精神保健福祉研修：適宜

（3）研修内容

- ・ケースの見立てや支援方針、対応、学校との協働、関係機関連携等について、福祉・教育・医療・心理等の領域からスーパーバイザーを招き、そのケースに関わる関係機関の職員も出席して多角的に検討すると共に、SSWの資質向上をはかる。
- ・多摩総合精神保健福祉センターの精神保健福祉研修は、各SSWが必要な研修を選択して受講している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・当該ケースの見立てや検討に必要な領域のスーパーバイザーをその都度選定した上で、関係機関職員及び所管内の多職種が加わってケースを立体的にとらえ、支援方針を検討することで、介入の糸口や支援の新たな切り口が見出された。
- ・SSWによるケース会議運営手法に対するスーパーバイズでは、会議出席者の意見を引出し、学校が持つ力を活用して解決策や支援方法を見出す方法について助言を受け、SSWのケース会議運営能力の向上に役立った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・特定のスーパーバイザーに固定をせず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉・教育・医療・心理等の専門的見地から助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。

○活用方法

- ・1回あたり約3.5時間を確保して、2ケースについて状況や支援経過を説明の上、助言を受ける。
- ・実際にケース会議を開催してその様子をSVが観察し、SSWのケース会議運営手法について助言を受ける回を設ける。
- ・SSWだけでなく、課長、主査、主任、所管内研究主事及び心理相談員も出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや今後の支援への反映、他のケースへの水平展開等を具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをSSWが選定し、どのような領域からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び、依頼している。

（6）課題

- ・当該ケース児童生徒が在籍する学校の職員や関係機関も出席してのスーパーバイズは、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（④不登校）小中連携の成果で、中学校入学後に不登校が改善された事例

《家庭環境》 両親と本児の3人家族。両親とも正社員

《S S W介入当初の状況》

小学校低学年から不登校となり、近隣から学校に「季節にそぐわない服装、髪が鳥の巣のようにになっている女兒が昼間に一人で歩いている」等と情報が寄せられることもあった。両親は若く、仕事に追われていて、本児の登校を願いながらもどう対応すればよいかわからず、学校が働きかけても反応は薄かった。

《支援とその結果》

S S Wは定期的に家庭訪問を行い、本児が好きな手芸をしたり、外で遊んだりするなど、本児と社会との接点となった。S S Wは訪問時の子どもの様子を伝えるために、母親と連絡ノートを交わしていたが、徐々に母親からの返事は返らなくなり、一時は本児もS S Wの訪問を拒否するなど、介入が難しい時期もあった。一方、担任は頻りに自宅ポストに配布物を届けて学校からの情報が滞らないように努めた。管理職・担任・S S Wで相談し、保護者と面談をおこなう等、ねばり強く登校を促した。母の了解のもと、中学校入学前には小学校は中学校に丁寧な引継ぎを行った。S S Wからは中学校に「本人も保護者も再スタートを切ろうとしているから、最初は特別扱いせず見守って欲しい」と伝えた。また、この中学校では、入学前に保護者が学校に伝えたいことがある場合に記入する連絡用紙を配付しており、これを活用することで、1学年全体が落ち着いた雰囲気スタートすることができた。本児は、最初のうちは久々の学校生活に戸惑う表情を見せていたが、2週間もするとすっかり学校に馴染み、まったく欠席もなく、友人に囲まれて明るく学校生活を送っている。本児が4年に渡る不登校を乗り越えて中学校で適応できたことは、本児自身の能力の高さや努力だけではなく、小学校が根気強く対応したことと、小中連携、中学校での受入体制調整の成果であると考えている。

【事例2】不登校対策のための活用事例（④不登校）学校への不信感が担任への信頼感へと変わった事例

《家庭環境》 母と3人きょうだいの母子家庭。母親はシフト制の仕事、上のきょうだいは専門学校等に通っている。

《S S W介入当初の状況》

本児はおとなしい性格で特に問題なく過ごしていたが、徐々に登校を渋り始め、保護者に送られて登校しても昇降口でパニックを起こして大声をあげ、欠席が続くようになった。保護者は「不登校の原因は担任の交替にある」と学校に不信感を持っていた。

《支援とその結果》

新しい担任は当初から現在に至るまで、出張等の不在時以外は毎日欠かさず自宅ポストに手紙を入れ続けている。S S Wの介入当初は、母とうまく連絡が取れず、訪問しても誰にも会えないことが続いた。しかし、訪問を重ねるうちに時折本児と話せるようになり、トランプ等で遊ぶことができるようになった。一方、母は徐々に担任の努力を認め、手紙を届けに行った担任と自宅前で出会った際には、担任に感謝の意を伝えた上で、「学校に行って欲しい」と話してくれるようになった。その後、母の休日には、一緒に約1年ぶりに登校できたり、運動会を見に来ることもできるようになった。S S Wは頃合いと見て「担任の先生も入れて一緒に遊ぼう」と本児に提案。専科の時間を活用して、担任と共に家庭訪問を行った。3人で会うことで遊びも広がり、本児もとてもうれしそうな表情を見せた。朝早い訪問でも本児はきちんと起きて待っていて、自分からドアを開けるようになった。母の話では、「訪問予定日はカレンダーに丸をつけ、楽しみに待っている。」との事であった。今後は引き続き担任とS S Wとで家庭訪問を続け、様子を見ながら活動場所を自宅から放課後の教室に移行させるなど、本児の学校への関心を高めると同時に、学校・家庭・S S Wの連携を深め、本児の再登校を支えていく予定である。

【事例3】「性的な被害」についての活用事例 : 該当なし

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のS S Wは不登校児童生徒対策に特化し、学校からの依頼派遣型で活用している。平成29年度末時点では、市内108校(小学校70校・中学校38校)の市立学校のうち、28校(一部学校には複数の担当ケースあり)にS S Wを派遣し、継続的な支援を行っている。この派遣校数は平成22年のS S W活用事業開始当初に対して64%増にあたり、S S Wの活用は市内小中学校に浸透しつつある。継続支援ケースがない学校においても、不登校を切り口に学期毎の巡回相談の実施を目指すなど、学校支援体制の強化を図っている。平成29年度は1名増員して4名配置とし、市内小中学校全校への訪問を実施した。平成26年度からはS S Wが所属する登校支援チームを不登校特例校である高尾山学園内に移転し、不登校対策の拠点として機能強化した。これにより、市内全域の小中学校で不登校となっている児童生徒への支援と、個々の児童生徒の状況に応じて学園を活用することが有機的につながるようになった。S S Wは学園に転入した後に不登校が再発した児童生徒についても状況把握と支援方針検討をおこない、福祉的な課題がある児童生徒を中心に、学園と連携した支援を行っている。また、児童精神科等に入院していた子どもが学校に復帰する際には、市内に3か所ある適応指導教室の活用や、学校への試験的登校を調整する等、S S Wが病院の医療ソーシャルワーカーと連携することで、治療成果を損なうことなく登校が再開できる方法を、子どもたち個々の状態に合わせて検討・調整している。

(2) 今後の課題

不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の危機意識もないために関係機関につながらず、児童生徒の状態が長期間把握できないケースが増えている。S S Wによる全小中学校への学期に1回の巡回相談を実施する事で、学校支援体制のさらなる充実を図るとともに、高尾山学園における不登校対応のノウハウを発信し、各小中学校での登校支援の取り組みにも活かし、「不登校にならない学校づくり」につなげていく必要がある。

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

6つの小学校を拠点として配置する。要請により、それ以外の市立小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

*市内に6名を配置（1名が予算上の2名分で勤務しており実質は5名）

*社会福祉士または精神保健福祉士の資格は全員取得（採用の必須条件）。

その他、5名中、教員免許取得者3名、臨床心理士資格取得者1名

*非常勤職員として、4名は年間35日、1名は年間70日、1日7時間45分勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

◆実施要綱

①趣旨 ②SSWの派遣 ③SSWの職務 ④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

①SSWとは ②SSWが活用される場面の例 ③SSWにできること

④教育委員会の役割 ⑤SSWが対応する前に学校で準備しておくこと ⑥SSWの対応例

*年度当初に学校あて文書を通して周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・市所属SSW5名

（2）研修回数（頻度）

・年3回

（3）研修内容

・事例検討 ・他機関との連携協議（サポートチーム会議の開催について） ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

・支援中の事例を扱った事例検討会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

・5名中1名のSSWがスーパーバイザーを兼ねる。

○活用方法

・年2回、他4名のSSWの拠点校を訪問し、スーパーバイズを実施。

・年3回の研修（情報交換会）での事例検討におけるスーパーバイズを実施。

（6）課題

・関係機関との顔の見える連携の強化。

・1名のSSWがスーパーバイザーを兼ねており、そのスーパーバイザーが主で対応しているケースもあるため、スーパーバイズが後手になってしまう。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 ①家庭環境の問題、福祉機関との連携等 での活用事例

支援対象児童は欠席日数が多く、適応指導教室への通室も手続きを取ったが結局続かなかった。SSWは実父との面談、電話連絡等で関係を作り、同時に生活福祉課とも連携をした。また、実父の相談先であった相談員とも密に情報共有をした。その後、サポートチーム会議を定期的を実施し、関係する機関での情報共有と支援方法の統一を図った。実父はあらゆる場で相談するが、情報共有がされていたため各機関での連携がスムーズにとれた。本児が中学進学に向けてSSWへ相談したいと実父が自ら申し出て、中学へ向けての話し合いが実現した。本児も適応指導教室通室へ自らの意思を表明し、通室が実現した。現在自分のペースで通室できている。

【事例2】 ②児童虐待と④不登校 での活用事例

担任とSSWで放課後の家庭訪問を続けるうちに、母親不在が多く、本児が学齢前の弟の面倒を見ている様子が明白になった。母親と話を続け、様々話はするがなかなか本心が出てこない。SSWが健康福祉センター、児童相談所と連携し、弟の保育園の籍を確保することから支援を始めた。その結果、しばらく本人も登校できたが、母親が第三子を出産した後、弟は保育園に行くも、本人はまた赤ちゃんの面倒をみるための欠席が見られた。主なSSWの動きとして、SSW出勤時に本児が欠席している際の電話連絡と家庭訪問、弟同伴で登校した際の弟も含めた支援と母親への連絡、保育園への問い合わせや福祉センター・児童相談所等との連携、ケース会議の開催（弟と第三子の保育園籍確保、母親の子どもネグレクトへの意識づけへの検討等）、本児の相談役。

【事例3】 該当事例無し

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、市の取り組みとして年2回実施。そのチェックに当てはまる児童生徒においては、SSWが訪問しての聞き取りを実施した。それによって、環境面での支援を必要とする児童生徒の早期発見、対応ができるようになった。また、この取り組みで、各学校とSSWとがより身近な関係になった。
- 必要に応じて関係機関を招いて会議を開催し、それぞれの立場で支援の役割を分担しそれを継続することで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題改善につながった事例もあった。
- SSWへのコンサルテーション、ケース会議への参加依頼が増えている。

【相談実績（回）】*平成28年度より、SSW3名から6名に増員。

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会議開催数	機関連携件数
H26	104	164	67	166
H27	115	204	44	156
H28	447	386	58	246
H29	613	420	105	208

*訪問先 …学校、家庭、市教委、関係機関等

*機関連携…児童家庭福祉関係 保健医療関係 警察関係等

(2) 今後の課題

- SSWが個別支援するところと、学校による支援に戻していくところのコンセンサスを学校とうまくとることが大きな課題である。
- 市独自の環境調査の訪問に於いて、SSWによる早期対応のためのコンサルテーションへの時間が足りておらず、継続支援対象者を絞る必要がある。
- 各SSWの資質向上が必要である。
- 各関係機関とのより顔の見える連携が必要である。
- SSWが介入すべきケースに着実に対応できるように、SSWの役割を更に学校に周知する。

富山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）SSW配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制を強化する。

（2）配置計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校16校、中学校5校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校12校。派遣型は、市教委で490時間確保し、必要に応じて派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数（資格）：SSW10名（延べ人数：社会福祉士9名、精神保健福祉士3名、小学校教諭1種3名、特別支援学校教諭1種1名、小・中・高等学校1種〈家庭〉1名）
- 勤務形態（1校当たり）：70時間（週2時間×35週）…22校、105時間（週3時間×35週）…4校、140時間（週4時間×35週）…6校、210時間（週6時間×35週）…1校、市教委490時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 家庭と学校、関係機関をつなぐSSWのフットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動する。
- 連絡協議会を定期的に行い、活動の振り返りとSSW間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に1度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にSSWとしての資質の向上を図る。
- 校長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 市SSW10名
- SSW配置小中学校の担当者33名

（2）研修回数（頻度）

- 月例研修会を月に1回（市SSW9名、スーパーバイザー1名）
- 連絡協議会を年に2回（市SSW10名、小中学校担当者33名）

（3）研修内容

- 月に1回程度、富山市SSW研修会を開き、児童生徒や保護者と面談した際の事例や、ケース討論、講師等を招いた研修会の報告を行い、SSWとしての資質の向上を図った。また、年2回の連絡協議会では、現場に即した相談活動を目指し、来年度の活動計画案の検討を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- 年度当初の連絡協議会では、スーパーバイザーからSSWの活動や活用方法、これまでの効果的な事例や今後の課題等を関係小・中学校の担当者に周知した。各学校の情報交換も含めて、担当者からは、的確なアドバイスと今後のSSWの在り方について示唆に富む講話を聴くことができ、その後の活動の支えとなったという声が聞かれた。

（5）課題

- 現状として、支援の方法や支援の期間等については、各々のSSWの判断にゆだねている状態であるため、富山市としての支援の内容についての標準化を図ることが必要と考えている。そのためには、対応事例の検証をし合うなど、今後の対応に生かす事例検討会（研修会）の一層の充実が課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童支援におけるスクールソーシャルワーカー活用事例（③）

<支援対象>

- ・小学5年生男子

<現状、背景>

- ・ 本児は、5年生から不登校となり、日中の大半は引きこもってゲームをして過ごした。また、当初、本児は学校の関係者と会うことを嫌がり、担任が家庭訪問をしても応じず、不登校状態が続いた。
- ・ 学校生活において、学力は不登校状態になるまでは中程度だった。一方、人間関係については、特に仲の良い友人はおらず、一部の級友を避けていた。
- ・ 本児、母親（専業主婦）、父親（会社員）、弟（小学校4年生）の4人家族で、母親は、状況を憂慮するが父親からの協力もあまり得られず、具体策が見当たらない状態が続き、焦っている状態だった。

<SSWの支援>

- ・ 学校とケース会議を行い、短期（現在）、中期（約半年後）、長期（約1年後）の支援計画を検討した。
- ・ 短期的には、担任の家庭訪問を継続しつつ、SSWによる家庭訪問を行い、本児との関係の構築を図った。
- ・ 中期的には、本児の家庭学習を中心に支援した。担任が家庭訪問で、課題（学習材料）を提示し、次の訪問日に回収、指導助言を行う対応をとった。SSWは家庭訪問し、本児及び母親の傾聴に努めた。
- ・ 長期的には、学習の支援を学校で行った。学校での本児の学習しやすい場所と時間を検討し、複数の級友との接触も図った。SSWも家庭訪問を継続した。

<成果>

- ・ SSWの家庭訪問では、本児を認め、寄り添うことで本児の考えや背景が分かり、担任の支援につないだ。
- ・ SSWとの面談により、母親は、本児の登校復帰を焦らなくなり、中長期的な構えで、家庭での温かい関わりや学習の充実を中心に考えるようになった。
- ・ 半年が過ぎ、本児が自ら学校に出向き、課題を担任に提出するようになった。さらに、別室での給食活動や学習活動を行うことを決め、実行に移した。その後、滞在の時間も徐々に増え、休み時間などには友人とも過ごすことができるようになり、一年を経過して毎日、別室登校ができる状態となった。

【4】成果と今後の課題

（1）SSW活用事業の成果

- ・ 不登校児童生徒や貧困等、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的な存在であるSSWがかかわることで、学校・関係機関との連携が円滑になるとともに、生活改善への手立てが明確になり、児童生徒の家庭生活の安定、延いては学校生活の向上につながった。
- ・ SSWの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐSSWの役割に注目する教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員が明確な課題と目標をもって、問題に取り組むようになってきている。
- ・ SSWが学校等でのケース会議のコーディネートをしたり、支援をしたりすることで、学校が一連の対応の「目標」と「方法（役割分担）」と「スケジュール」を明確に設定することができるようになった。

（2）今後の課題

- ・ SSWの活動が効果を上げる中、多くのSSWは兼業であり、人材確保等への待遇の改善が急務である。そのためにも、どのようにSSWの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 増加する若手教員をはじめ、多くの教員が問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶため、SSWと教員との合同研修会を実施することができるような配置時間の拡充が必要である。

金沢市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所や警察、家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（金沢市教育プラザ／児童相談所も併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向けるよう職員を配置している。

また、課題がある多くのケース等については、複数のSSWで学校との初回の情報交換に臨むなど、相互に連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：3人

②所有資格：教員免許状

③勤務形態：1人当たり 週20時間×48週（年間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づく具体的な行動計画（第四次）として平成30年3月に策定した「子どもを育む行動計画2018」に、以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、広報を行っている。

【記載内容】

4. 学校の行動指針／1 小学校・中学校の行動指針／②豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する

5. 行政の行動指針／3 学校教育等の充実／1 豊かな人間性を育む教育の推進

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

児童相談所職員や小・中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

（2）研修回数（頻度）

年間12回程度

（3）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

（4）特に効果のあった研修内容

小・中学校生徒指導担当者（連絡協議会）の研修を一緒に受講することにより、要支援児童生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・無し

○活用方法・・・無し

（6）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、SSWに特化した研修を実施できていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）、③不登校）

○状況 小学校5年時（28年度より継続支援）の1学期に35日欠席するなど休みがちとなった。背景には、母親が本人と妹（2年）を連れて家を出、祖母のアパートで生活を始めたことがある。たまの登校時も、母親が3つの仕事をしており多忙なことから、伯母等と徒歩で一緒に登校している。また、妹（2年）も不登校傾向にある。

○方針 校長、担任、教育相談担当と対応を検討し、SSWが家庭訪問を行い、本人と交流しながら登校刺激をし、学校へ繋げるよう努めることとする。

○概要 SSWは、28年度中より本人と交流しながら不登校の理由や困りごとについて触れ、どうしたら登校できるか共に考えていった。本人は、「29年度から自分達で登校できる」と宣言し、実際に、校長の家庭訪問時にも起き、表情が良くなるなど変化が始め、5月中旬から登校を再開した。欠席した本人から困っていること（座席・クラブ等）を聞いた際には、学校に伝えることで解決し、安定し登校するようになった。また、本人不在時には、母親から話を聞くなど人間関係構築の機会とした。（学校は母親と連絡が取れない状況）

しかし、7月頃から体調不良の為登校できなくなり、表情もよくないため、本人の悩んでいることについて触れると、「妹に悪影響を与えていけない。高校進学のことを考えると行かないといけな焦る。登校時、相談室へのいろいろな児童の出入りがあり落ち着かない。我慢し登校していたら疲れてきた」等話をしたため、そのことを学校に伝え、児童の出入りについて解決し登校を促すと、再度登校し、目標（高校進学）を持ち学習にも意欲的に取り組み、他人の目も気にならないようになり、普通教室にも入ることができた。最終的には、心配していた卒業式本番も母親が見守る中終えることができた。卒業後も、中学校への登校について、小学校の児童支援担当者との連携した結果、学習支援も手厚くなり、中学校の課題を先生と共に取り組み、本人の自信へと繋げることができた。

このように、本人の努力に加え、家族や学校、SSWがチームとしてサポートしたことにより、中学校進学後も登校継続に繋げることができた。

【事例2】不登校解決のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑤暴力行為）

○状況 小学校5年時より相談室登校や不登校が現れ、中学校入学後は完全不登校となった（当時中学校3年）。場面緘黙があり、家族以外と顔を合わせず自室に引きこもり状態が続いている。年金生活の祖父母が、本人と姉（1才上）を幼い頃より養育しており、経済状況は厳しい状況ではあるが、生活は規則正しい。

○方針 校長、担任、教育相談と対応を検討し、①人との交流を目標として本人の得意な創作活動や学習の支援、②祖父母との面談を継続し家庭状況の見守り支援を学校と連携し行うこととする。

○概要 SSWは、週に1回の家庭訪問を継続し、本人と面会はできないものの交換ノートや姉の携帯を通し、声かけをし、間接的に交流を持った。訪問時には、祖父母と在宅の姉（定時制高校入学辞退）の話を聞きながら家族との信頼関係を築くよう努めていった。その中で、祖父母は生活の困窮状況（年金支給前の生活費（食費、灯油代）の困窮、電話料金の滞納（停止）、祖父の通院が滞る等）を話すようになり支援を求めたため、学校や教育委員会と対応を検討し、「金沢市児童家庭相談室」への相談を提案すると、祖父母は相談室担当者の家庭訪問を受け入れ、生活改善の相談を行うことができ、その後、祖父母は市営住宅の家賃軽減の手続きを行い、緊急小口融資等の案内も受けることができた。さらに、姉の就職支援も受けることができ生活は一旦安定した。

しかし、その後祖父の骨折による入院が契機となり、本人の家庭内暴力が顕著となる。祖母より相談を受けたSSWは、学校や教育委員会と対応を検討し、学校から児童相談所や警察へと繋ぐことで、祖母、姉が相談に行くことができた。その甲斐もあって、本人も落ち着き状況が改善した。その後、本人は中学卒業後の就職を希望したことから、中学校在籍中に卒業後を見据えて、市内の相談機関に繋げて支援の幅を広げることができた。

このように、家庭が抱える問題の解決や関係機関との連携役としてSSWが機能することで本人だけでなく、家庭の状況も改善した。

【事例3】該当なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が関わりを持ってない状態であったものが、SSWが関わりを持ったことで、登校（相談室、別室等を含む）の機会につながり、学校やその他の人との関わりも持てるようになった等、成果があった事例件数は、32件中13件あった。（参考：平成27年度 32件中29件、平成28年度 46件中24件）

（2）今後の課題

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）や対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があるが、連携する機関が増えるほどSSWの負担が増加してきている。

特に、貧困対策としては、本年度より市庁舎内に設置された「児童家庭相談室（福祉部局）」と連携し、一部対応を依頼するなど負担を軽減するとともに、より一層の効果的な支援体制の構築を工夫する必要がある。

長野市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問して本人やその保護者に対して教育相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援などを行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育センターにSSWを配置し、教育センター所属の学校訪問相談担当指導主事や登校支援サポーターと連携して課題解決にあたる。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、その他社会福祉に関する資格（介護福祉士）
- ・勤務形態 派遣型 1回あたり原則5時間を上限とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・活動方針等に関する指針は策定していないが、SSWを含め相談機関をまとめた「学校と家庭を支える相談支援体制図」を作成し、校長会、教頭会、教育関係者対象の研修会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカーを含む教育相談関係者

（2）研修回数（頻度）

- ・長野市教育センター学校訪問相談担当指導主事会議（月1回程度）
- ・長野市教育相談関係者合同研修会（年3回）
- ・登校支援コーディネーター研修会（年3回）

（3）研修内容

- ・長野市教育センターで対応している相談ケースの事例検討
- ・不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取組んでいる相談ケースの事例検討
- ・関係機関等業務内容研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・定期的に学校訪問を行っている学校訪問相談指導員との「相談ケースの事例検討」は、実践的であり各学校の支援体制の状況を知る上でも有効な研修となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・設置なし

○活用方法

（6）課題

- ・市のSSWは少人数のため、県配置のSSWと情報交換など連携を図ることが重要である。
- ・スーパーバイザーによる定期的な研修も、SSWの資質向上のためには必要不可欠であるが、適当な人材の確保が困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】登校支援に向けた活用事例（④、⑦）

○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：男子生徒
- ・家庭：父、母他5人世帯
- ・発達障害の特性が見られるが就学相談は親の意向もありしていないが、学校生活で突然声を発したり学力の遅れ（字が書けない）から仲間はずれになり疎外感や孤独感が高まり不登校に陥った。母親は登校して欲しい気持ちがあるが、暴れるのでなかなか言えない状態が続いた。

○支援内容

- ・学校で、生徒及び両親と面接。生徒は学校に対する不信感が強く、進路についても就労を希望していたため、若者サポートステーションを紹介し、働く準備としてスーパーや高齢者施設への就労体験を行った。コミュニケーションが高いことが判明し、就労体験の評価は高かった。

○改善結果

- ・就労を希望していたが、字を書くことが出来なかったため登校をするようになり高校（通信制）への進学が決まった。

【事例2】登校支援に向けた活用事例（④、⑦）

○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：女子生徒
- ・家庭：ひとり親家庭（母親）、兄（別居）
- ・兄の非行で世間からの後ろめたさと、学校（担任）に対する不信感により不登校状態に陥った。

○支援内容

- ・家庭訪問を行い、母親、生徒と面接したが、学校に対する不信感があったことから何度も支援会議を開催し不信感を解消するよう支援を行った。生徒に対しては中間教室を紹介し通室し支援を行った。中間教室へ通室したことで適応指導員も支援会議に加わり関係機関連携での支援ができるようになった。

○改善結果

- ・中間教室への通室から徐々に在籍校への登校（別室）できる状態になり、在籍校と中間教室の併用で登校日数が増えて行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援の対象となった児童生徒 42 人（小学校 22 人、中学校 19 人、高校 1 人）に対し、繰り返し家庭訪問することで、保護者との信頼関係を築き、支援会議や関係機関との連携を行うなど問題の解決に向けて活動した。（支援対象人数 H27 40 人 H28 43 人 H29 42 人）

（2）今後の課題

- ・未然防止の観点から登校しぶりが見られた早めの段階から、児童生徒に対してSSWの活用を図っていく必要がある。また、学校に対しても早期の段階から活用するように校長会、教頭会、登校支援コーディネーター研修会等で周知を図る。
- ・家庭に課題を抱える児童生徒の課題の要因が複雑化しており、福祉・医療などの様々な関係機関との連携を更に充実させていく必要がある。
- ・SSWの人材の確保が難しい状況になっており、人材の育成が必要

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け支援を行う必要がある。そこで、SSWを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に3名配置。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画等を行うことで、問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすとともに、各学校の相談・支援体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

センターは、子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安にワンストップで総合的に対応する機関であるとの周知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から、様々な相談が集まってくる。

一方で、センター内の各係が関係機関の情報を集約しており、課題解決への手立てが豊富に準備されている。したがって、SSWをセンター内に配置し、寄せられた相談に対し地域資源をコーディネートすることで、センター内の各係や関係機関がSSWの手足のごとく実働部分を担う形が生まれるため、非常に多くのケースに対応、市内すべての学校を支援できる体制が可能となっている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：3人 資格：教員免許（小学校、中学校、高校）

勤務形態：嘱託職員（週5日、28時間45分勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載。センター全体の活用について周知を図る目的でリーフレットや活用ナビブック、要覧等を作成し、各学校等に配付。さらに、校長会、教頭会、生徒指導主事会、教育相談主任会等に出向き、活用について説明、依頼した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW及びセンター内の各相談員

（2）研修回数（頻度）

- ・年間19回

（3）研修内容

- ・児童生徒の問題行動、発達障がい、虐待、生活困窮、就労等の子ども・若者を取り巻く課題とその対応
- ・チーム学校が目指す方向

（4）特に効果のあった研修内容

- ・立命館大学、野田正人教授による「ソーシャルワークマインドを生かしたチーム学校の未来」
- ・児童精神科医や臨床心理士を交えた事例研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 ・センターの専門アドバイザーである児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等
- 活用方法 から、必要に応じ助言をもらっている。

（6）課題

- ・3名のSSWで市内すべての学校を担当するため、家庭訪問等の直接支援以上に、ケースワークや関係機関のコーディネート等が求められる。したがって、情報収集やその更新、スキルアップのための研修が、SSWだけでなく、SSWの手足となって動くセンターの職員全員に必須となる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困問題を解消し、児童虐待を防止するための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、③不登校、⑦その他）

学習支援を行っている民間団体から紹介され、父から娘の不登校についての相談電話が入り、支援を開始。父は、テストの成績について娘を強く叱責し、手が出してしまったことが不登校の理由であると話した。しかし、同時期に、この家庭について、子どもたちの洋服に穴が開いていたり、入浴が十分にできていない様子が見られたりといった虐待通報電話が入り、生活困窮やネグレクトの可能性も考えられたため、両親と面談。その結果、父のうつ病及び失業、母の視覚障がい、経済的困窮、長女の引きこもり、次女、三女、四女に対する養育不十分といった問題が判明。課題整理と支援の役割分担を行うためにSSWがケース会議を開催。父に対しては、生活・就労サポートセンターへ同行支援し、福祉就労の利用と精神保健福祉手帳の取得、障がい年金の手続きを行った。同時に、途切れていた精神科の定期的な受診と服薬を再開。母には、センターの臨床心理士によるカウンセリングを電話にて実施。長女には、担任に加え、学校に配置されている嘱託の相談員とセンターの相談員による家庭訪問を実施。経済的な問題については、市教委や学校と連携し、就学援助の申請手続きを進めた。

障がいによる困難さを抱えた両親に対し、福祉サービス利用の支援を行ったことで、経済的困窮が改善。父母間のいさかきの原因が消えたことで、家庭内の関係が改善し、子どもたちの状況も改善に向かった。

【事例2】 児童虐待を防ぎ、子どもの養育環境を整えるための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑦その他）

精神疾患を抱える母に代わり、生後間もなくから養育していた祖母が病気で倒れたため、母と同居することになる小学1年男児が心配であると、生活福祉課から相談が入った。一時保護も視野に入れながら支援を検討する必要があり、SSWが生活福祉課や児童相談所、センター内の家庭児童相談係と共に家庭訪問。母は一時保護を拒否したため、SSWがケース会議を開催し、危機感を共有するとともに、学校と民生委員の方へ見守りを依頼した。

生活保護世帯であるが母に金銭管理の能力がないため、同居当初から、食べるものがない、着るものがない、エアコンも扇風機も洗濯機もないという劣悪な環境に陥り、男児は、おもらしをする、盗みをする、給食を手で食べる等、異常行動が見られるようになった。母に再度施設入所を勧めるも納得しないため、食事の準備や洗濯等、母としてすべき項目を提示し、チェック表への記入を依頼。この表を基に面談を継続した。その結果、○を付けることがほとんどできず、一方で母は交際相手と同居するために一時保護に同意。その後施設入所につながり、男児は、落ち着いて生活できる環境を取り戻した。

【事例3】 性的虐待からの立ち直り支援のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ⑥非行・不良行為 ⑦その他）

精神疾患を抱える母と女子生徒の2人暮らし。生活保護受給家庭。継父からの性的虐待があり、継父は逮捕。その後、定期的な情報交流と支援のための役割分担を行うためにSSWがケース会議を定期的に開催してきた。高校の担任や教育相談担当、養護教諭、県警の少年サポートセンターが女子生徒と面談を継続。SCによるカウンセリングも実施。生活福祉課では、保護費の支給に加え、家事支援や移動支援を提供し、家庭内の状況を確認。SSW及びセンターの相談員は、女子生徒が不安定な様相を示す際に学校を訪問し、本人との面談を実施。児童相談所は、非常時の保護先として準備を進めた。学習への意欲を失う等、不安定な時期もあったが、複数の継続的な支援により、女子生徒は無事、高校を卒業した。

【4】 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

岐阜市子ども・若者総合支援センターは、福祉と教育の垣根を越えた相談・支援機関であるが、開所当初は、教育と福祉の微妙な価値観の違いに戸惑う職員の姿や、福祉分野の職員が介入することに身構える教育現場の様子も見られた。しかし、SSWがこの橋渡しの役割を担ったり、関係機関をコーディネートしたりすることで、連携することの重要性、利便性が、教育分野にも福祉分野にも浸透しつつある。

	対応学校数	対応児童生徒数	訪問回数	ケース会議開催数
H26年度	小41 中20 高2 特1	小64 中38 高2 特5	92	81
H27年度	小41 中22 高3 特4	小97 中45 高3 特9	147	91
H28年度	小46 中22 高7 特3	小113 中82 高8 特10	170	151
H29年度	小43 中24 高8 特7	小95 中67 高8 特12	240	138

（2）今後の課題

SSWについての周知が進み、学校等から困難ケースの依頼が増加しており、これまで以上に高い専門性を求められる。また、連携機関も増加しており、常に最新の情報を取得する必要があるため、SSWの研修体制を構築するとともに、その人材育成のための研修期間を確保できる財政的な保証が必要になる。

豊橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市が抱える教育課題として、不登校対策があげられる。その中でも、家庭の問題や外国人児童生徒への指導については、学校だけではなかなか対応が難しい。関係機関、関係者と連携して対応できるように、学校のニーズに応じた専門機関への接続や情報交換の場の設定、ケース会議の開催など、充実した相談システムを構築し、問題の未然防止、早期発見、早期解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

豊橋市役所と豊橋市教育会館の2か所にスクールソーシャルワーカーを配置し、外国人相談員や一般教育相談員と連携し、早期に課題解決に至るようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2名（外国人児童生徒教育支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー）

資格：外国人児童生徒教育支援コーディネーター …資格なし（ブラジルの教員免許あり）

スクールソーシャルワーカー …資格なし（H29末に社会福祉の資格を取得）

勤務形態：嘱託員とし、1週あたり31時間の勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動方針等を校長会議や担当者会で周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー2名、スクールソーシャルワーカー担当指導主事2名

（2）研修回数（頻度）

- ・本市生涯学習課主催の研修会・協議会（年5～6回）
- ・本市学校教育課主催の研修会・学習会（年4～5回）
- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年2回）
- ・県主催による、こども・若者支援ネットワーク研修（年1回）

（3）研修内容

- ・不登校、ひきこもり、発達障害、生徒指導についての講演会、事例検討会
- ・各関係機関の理論研修や実践発表

（4）特に効果のあった研修内容

- ・大学教授、福祉の専門家、臨床心理士を交えた理論研修や困難事例等の検討会を通して、学校支援の具体的方法を学ぶことができた。
- ・こども・若者支援ネットワーク研修に参加して、地域の取り組みを知り、児童生徒・保護者への支援にいかすことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

年6回（1回4時間）

○活用方法

- ・児童生徒によりよい支援ができるよう、SSWに指導助言を行う。
- ・必要に応じて、学校に出向くこともできる。

(6) 課題

・スクールソーシャルワーカーの人数が少ないので、いかに有効的に活用していくか、また、個々のスキルを高める研修を計画したり、その機会を保証したりすることが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（③不登校）

対象生徒：中3 男子（A）

概要：中1の秋頃から欠席が増える。教室に入ることができず別室登校となる。別室では勉強をすすめている。進級しても別室登校をしている。

対応：SSWは、毎週Aと面談をし、家庭状況やAの気持ちを聞いた。Aは、学校を欠席している日は、保護者から家事をやるように言われていることがわかった。虐待の疑いがあったため市に情報を提供し、Aに市の相談機関を紹介した。

Aは進学を希望していたため、SSWはリスクマネジメントを行いながら、進路実現に向けて一緒に考える。その結果、Aは高校に進学することができた。

【事例2】不登校のための活用事例（③不登校）

対象生徒：中2 男子（B）

概要：中1の夏休み明けから欠席が増える。その後、不登校状態になった。

対応：SSWは先生と毎週家庭訪問を行い、Bの様子、家の状況の確認を行う。Bは父子家庭で、父親は早朝から夜まで働いているため、部屋は汚れている様子があった。また、学校が父親に連絡してもつながらないことが多かったため、学校はネグレクトと判断していた。

しかし、SSWが毎週家庭訪問をすることで、父親は働きながら少しずつ家事を行っていることがわかった。この様子から、SSWは、父親はネグレクトではないという見立てをし、先生と共有した。また、SSWは学校内でのBへの支援方法を先生と検討し役割分担を行った。それぞれの先生が役割をもってBと関わることで、Bは少しずつ学校に来ることができるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成29年度、スクールソーシャルワーカー1名を4校に配置するとともに、派遣での対応を行った。学校でケース会議を行ったり、校内サポート体制を構築したり、校内研修で事例検討会を行ったりした。何より、社会福祉の視点を多くの教員が学び、意識の改革がなされた。1年で対応した件数は720件で、そのうち49名に継続的に支援をした結果、10名が好転している。

(2) 今後の課題

不登校児童生徒や家庭に問題を抱え、支援を必要としている児童生徒の数が増えている。H29年度は多くの児童生徒に関わるよう、隔週で4校に配置し、派遣の対応も行った。しかし、家庭環境を改善するためには、じっくりとかかわる必要があるのだが、対応の幅を広げれば十分な支援ができなくなる。スクールソーシャルワーカーの増員が必要である。

岡崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子供の家庭環境等による問題に対処するため、学校と連携して関係機関との連携を図ったり、対象に直接働きかけたりして、課題の解決を図る。

業務の内容 ①教育相談活動の実施 ②学校への指導・助言 ③関係機関との連携、調整

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡崎市の「児童生徒健全育成推進業務」として配置している。
- ・福祉の専門家として社会福祉士を配置するとともに、学校現場の事情に精通した教員OBも配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・教員OB（教員免許状）：2名 ・社会福祉士：2名 合計4名
- ・勤務形態：週12時間 年間48週 ・勤務地：岡崎市教育相談センター（派遣型）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

岡崎市は、小中学校合わせて67校があり、SSWは学校への配置方法は派遣型である。教育相談センターに籍を置き、各学校からの要請によって対応しており、業務開始2年目となる平成29年度は、45件の事案に対応した。その多くが不登校の児童生徒に対する支援であった。

不登校の背景は様々だが、家庭の複雑な状況、発達障害などの原因もあり、担任や学校関係者では指導・支援が行き届かない状況の中で、SSWは現場に出向き、関係機関を繋ぎ、社会資源やサービスを提供する取組を行った。

今後も要請は増えていくことが予想されている。今後は、各学校の要請に十分対応していけるよう、配置の拡大を目指していく予定である。

また、SSWを周知する方法として、校長会等を通じて、事例や成果の報告をしている。また、教員の夏季研修会等でSSWの活動の実際を伝え、現場への周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・経験の少ないSSW ・教員OBのSSW

（2）研修回数（頻度）

- ・月2回程度（月に1回は、情報交換会を行っている）

（3）研修内容

- ・経験の少ないSSWには、経験豊かな社会福祉士が、具体的な事例を通じた研修を行っている。

（4）効果のあった研修

- ・月1回の情報交換会で教員のOBと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修している。教員OBのSSWには、福祉分野に関する情報や経験に精通している社会福祉士の情報が効果的で、社会福祉士のSSWには、学校現場の状況や考え方が共有され、お互いの研修の機会となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

（6）課題

業務開始から2年が経ち、各学校におけるSSWの認知度が高まっており、派遣要請が多くなってきた。学校からの要請にはできるだけ応えたいため、要請のあった事案をすべて受け付けると、1つの事案にかかる時間が短くなってしまい、支援のインターバルが開きすぎてしまうという課題が残った。SSWの増員が必要となってくる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ゲーム依存による不登校からの生活改善のための活用事例（①家庭環境、④不登校）

本人は中学生。小学校の高学年から不登校傾向になり、中学1年生の3学期より完全不登校になった。母親は離婚後に、別の男性と市外にいる。祖父母と同居しており、祖母が面倒を見ている。学校を休むようになり、ゲームに依存しはじめ、祖母の言うことも聞かなくなり、SSWへ要請があった。

まずは、学校においてケース会議を開催した。学校、担任、祖母、SSWのそれぞれの役割分担を確認した。また、孫の不登校を一人で抱え込んでしまっている祖母の困り感をいつでも聞ける体制づくりを行った。

昼夜逆転の状況が続いていたので、少しでも生活改善を図ろうと、市の適応指導教室の通所を勧めた。学習に対して苦手意識が強く、そのことでハートピア通所がうまくいかない時期もあったが、SSWや適応指導教室の職員が丁寧に対応し、何とか継続できた。徐々に人との関わりがもてるようになり、進路にも目が向くようになった。希望であった専門学校に合格することができ、卒業式にも出席ができた。進学後は1日も休まずに登校している。

【事例2】家庭への支援、発達障害児の落ち着いた学校生活のための活用事例（①家庭環境、⑦発達障害）

本人は小学生。発達障害傾向にあり、授業中に離席が多く、友人に手を出したり、物を隠したりする行為が頻繁にある。家庭環境は、父母、父方の祖父母、妹の6人家族。最近マイホームを購入し、共働きで忙しく、家庭では主に祖母が面倒を見ている。学校での身勝手なふるまいは、発達障害の影響もあるが家庭の養育にも大きく関係していると思われることから、SSWの要請があった。

父親は厳格で、必要以上に子供を叱責することがあり、時には暴力もある。まず、母親との関係構築を図り、母親の協力を得ることを考えた。そのために、母親の困り感を察し、市の相談機関につないだ。そこで、発達障害傾向の子供への理解・対応の仕方のカウンセリングを受け、適切な対応を学んだ。母親のカウンセリング中にSSWは本児と遊び、コミュニケーションを図った。本児の学校での様子は少しずつであるが落ち着きを見せ始めた。

次に、家庭訪問をして祖父母と面談をし、困り感を聞いたり、孫への接し方について話をしたりした。父母の不仲が進み、母親は離婚も考えているということであった。ただし、離婚後の生活に不安を感じていたため、市の女性相談機関を紹介した。そこから、支援の輪が広がり離婚へと向かっていった。

SSWの直接的な支援や関係機関へのつなぎがうまくいき、離婚成立に向けて動き出し、母と二人の子供は新たな生活へスタートが切れた。転校先での本児は、見違えるように落ち着き、楽しく学校生活を送っているとのことであった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

■支援方法（のべ回数）

*平成29年度

面談	電話相談	学校訪問	家庭訪問	関係機関訪問	研修	ケース会議	合計
146	808	241	246	57	9	28	1535

平成29年度配置したSSWは、「チーム学校」の一員として、専門的な知見を活かし、関係機関との接続、連携に向けたケースワークを進めた。平成29年度間で45件の事案に対応した。

社会福祉士の専門的な知識や経験と教育分野に詳しい学校関係者で構成される本市のSSWの人材構成は、事案の内容に応じてバランスよく対応することができ、要請した学校からは、「専門的な知識や経験を活かしたケースワークにより大変助かっている」「ケース会議により、自分たちのやるべきことが明確になっている」という声があがっている。

（2）今後の課題

- ①スーパービジョン（経験のあるSSWが若いSSWの指導を現場で行うしくみ）体制を整えることで人材育成に取り組んでいく必要がある。
- ②不登校や貧困、いじめ等、SSWが取り組むべきテーマ（方針）を作成し、取り組むことで周知しやすい。
- ③大学との連携体制を整えること（例えば、学生の実習を受け入れる）で安定した人材が供給されていく。
- ④今後は勤務形態として常勤での採用を目指していくことで、学校にSSWが配置でき、問題をとらえやすくなるであろう。
- ⑤1事案に対して、時間をかけた支援を行うために、SSWの増員。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

（2）配置・計画上の工夫

- ・ 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、4人常勤している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士4人を配置している。
- ・ 4人のうち、2人が教員免許状、1人が精神保健福祉士の資格を所有している。
- ・ 1日7時間 週5日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

<方針>

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援することを目的とする。

<周知方法>

- ・ 学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引を配布する。
- ・ 学校訪問時に説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー（以下SSW r）

（2）研修回数（頻度）

豊田市青少年相談センター内での相談部の研修（月1回程度）

外部講師を招いての研修（年5回）

（3）研修内容

- ・ 青少年相談センター内にいる少年非行相談員をファシリテーターとして、毎月事例検討会を実施
- ・ 外部講師を招いての事例検討会及び学習会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 外部講師を招いての事例検討会（問題への関わり方や動き方、相談者へのアセスメント等）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○設置している。

○活用方法

- ・ 少年非行相談員（臨床心理士）が、SSW rの担当する事例に対して指導・助言をしている。

（6）課題

- ・ 豊田市は小学校75校、中学校28校、小中合わせて103校あり、SSW rが4名いる。すべての学校でSSW rの役割の認知を高めていくため、SSW rの活用について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校へ登校するための活用事例（①家庭環境、福祉機関との連携 ⑦その他（発達障害））

地域のこども園年長の女兒。IQ100で知的な遅れのない自閉症のため、こども発達センター受診中。母と本人の2人だけの母子家庭で、生活保護受給。本人以上に母のこだわりや不安感が強く、母子分離できない。そのため、こども園は行事だけ参加の不登園状態で、母子同席の児童発達支援を毎日利用していた。就学相談時に、母は、「小学校もこども園と同様に行事だけの参加にし、小学校の代わりに毎日放課後等デイサービスに通いたい。」と希望された。そこでSSW rが介入し、母からの聴き取り、学校や関係機関（こども発達センター、子ども家庭課、生活福祉課、障がい相談支援専門員、児童発達支援・放課後等デイサービス管理者）とのケース会議や情報共有を行い、この家庭の課題の整理と支援方針の共通理解を図った。各関係機関の協力によって、母の不安感も徐々に改善され、学校との信頼関係も築けた。母も一緒にではあるが、入学式から順調に登校できている。今後も関係機関と連携し、母子分離に取り組んでいく。

【事例2】本人・保護者支援で登校へつないだケース（①貧困対策 ④不登校 ⑦その他（発達障害））

小4男児。5月以降登校できなくなり、学校は本人・保護者と話し合いを進めていたが、学校が言った一言が原因で保護者から電話も家庭訪問も断られてしまっていた。相談を受けたSSW rは、本人・保護者と面談、課題整理をした。本人の特性（発達障害）にあった支援が行われていなかったことや、周りに理解されないことでクラスに入れなくなっていた。母も精神科に通院、思うように家事ができないことから、昼夜逆転の生活リズムになっていることも不登校の要因になっていた。SSW rは学校と協議、医療機関からも情報をもらい本人理解・保護者理解を図った。その後、本人・保護者同席のケース会議を開催、会議後は週1夕方登校ができるようになり、部分的ではあるが授業にも参加できるようになった。家庭への支援は、市の子ども家庭課と連携、手当等の受給をサポートした。本人が少しずつ登校できるようになったこと、母も精神的に安定したことから、学校との関係も徐々に改善し、話せる関係になった。今後も継続的に本人・保護者を支援しながら学校調整を継続する予定でいる。

※「性的な被害」についての活用事例についてはありません。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<支援実績>

- ・研修、講演活動 11回
- ・訪問活動 393回（学校訪問369回 家庭訪問24回）
- ・ケース会議 185回（教職員 139回 関係機関46回）
- ・継続支援件数228件中 問題が解決126件（56.1%）、好転37件（16.2%）

（2）今後の課題

- ①SSW rについての学校の認知度が低いと感じる。豊田市は、小中学校合わせて、103校（特別支援学校を合わせると104校）あり、SSW rは相談センターからの派遣型として活動しているが、学校間に活用の差がある。まずは、SSW rがどんな役割をもち、どのような学校支援ができるのか認知してもらう必要がある。
- ②豊田市の今年度のSSW rは、1年目が1人、3年目が2人、5年目が1人とまだまだ経験の浅いメンバーが多い。学校では、子どもだけでなく、家庭にも多くの問題を抱えている困難なケースが多くなってきており、SSW rの高い専門性、力量がより求められるようになってきた。今後、SSW rの力量向上が急務である。

豊中市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・小学校 17 校（府配置校含）に、原則として 2 週間に 1 回、1 日 6 時間以内、年間 18 回以内とした。
- ・配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8 名のスクールソーシャルワーカーと 1 名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を所有している。
- ・勤務形態：活動時数は配置に 2260 時間、事案に対する派遣が 270 時間、スーパーバイザー年間 45 回。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・『スクールソーシャルワーカーの活用について』等を作成し、活用のねらいや職務内容などを連絡会にて、スクールソーシャルワーカーや配置校に周知している。また、派遣要項を校長会議で配付するなど、周知に努めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・定期的派遣（配置型）校の管理職・担当者（年間 3 回）

（2）研修回数（頻度）

- ・月に 1 回（年間 12 回のスクールソーシャルワーカー連絡会を開催）

（3）研修内容

- ・事業についての市の方針、目的等の共有 ・事例検討会 ・定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・教職員対象の不登校対応研修に参加
- ・児童福祉部局、コミュニティソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、中学校不登校担当者等との情報交流会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会…実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援の方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行っている。
- ・交流会…コミュニティソーシャルワーカー等福祉部局と円滑な連携を図るため、情報交流を行った。
…スクールカウンセラーとの連携を深めるために、共に関わった事例紹介や情報交流を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法

- ・実践、事例検討における指導と助言 ・ケース会議参観による助言 ・困難事案に対する助言、対応

（6）課題

- ・市長部局、他機関連携などの方法の研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上に保つための研修内容を考えていくこと。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例(④)

中学年の2学期から体調不良で学校を休み、3学期にはさらに休みが増え、本人は「前にいた学校での低学年での傷つき体験が思い出され、怖いから」と話していた。

6年生当初は学年と管理職で情報を共有し対応していたが、ケース会議にあげ、本人の性格、思いや体験、学校での様子だけでなく、親子関係や家庭の情報を得る必要性が話し合われた。そこで母親が定期的に教育センターに通っていたため、連携会議を持ち、家庭の情報をより詳しく得るために、母とSSW、校内担当者とのミニ会議も行った。それらから得た情報により、学校では完璧だったAは実は他者からの評価をとても気にする子どもであり、常に全力で頑張っていたこと、0か100かの判断をしがちなタイプのため、ひとつのつまずきから立ち直れなくなってしまうこと、家庭内でも完璧な子であったため、家族のAに対する要求が高いこと、さらにそれも今は0の状態になってしまっていることなどが見えてきた。また行事には参加しやすいというリソースの確認もされた。

SSWと学級担任あるいは校内担当者で、母と定期的に面談を継続し、家庭の中での子どもの様子や、親子の関わりを確認するとともに、中学進学に向けて、SSW、教育センター、中学校とも連携し、引き継ぎを行う予定である。

【事例2】生活環境を改善できない家庭のための活用事例(⑦)

5年生の頃から遅刻が増え、登校しても授業中に居眠りをするが多くなった。6年生の2学期から昼夜逆転の生活で朝が起きられず、欠席する日が増えた。保護者は本人の体調を心配して無理に登校させることはなかった。担任や養護教諭の勧めから医療機関を受診し、起立性調節障害の疑いがあると診断され、生活リズムを改善していくようにアドバイスを受けた。

学校でも両親とケース会議を行い、SSWにも同席してもらった。学校と家庭で役割分担をし、サポートしていくことや医療機関(小児科、精神科)を受診することを確認した。その後、母親と本人と別々にSSWと面談を行った。ケース会議後、遅刻はあるが、欠席は減少した。

母親が学校には行って欲しいと思っているが、起きない児童をどのように対応して良いかわからず、学校にも迷惑をかけられないと、欠席させてしまう状況が続いていたが、教師とSSWが関わって両親とケース会議を開けたことが改善につながった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成25年度より、スクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになり、平成29年度は2名増の9名の配置をすることができた。結果、多くの小学校に定期的派遣が可能となり、支援の対象となった児童生徒数も前年度比1.13倍(358人→408人)となった。また教職員等とのケース会議をはじめとする関係調整に尽力し、課題解消率も向上した(32.8%→38.8%)。

(2) 今後の課題

- ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の支援中の数は前年度比1.5倍(170→251)と増加率は昨年同様だが件数は増加しており、問題は長期化しているといえる。スクールソーシャルワーカーが限られた時間の中で、助言等、精査して行う必要がある。

高槻市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

様々な家庭環境の課題や、児童生徒を取り巻く環境に潜む課題に、また児童生徒の悩みや抱えている問題に対し、社会福祉士の専門的な知識やスキルを活用しながら働きかけ、課題の解決に向けて支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

【配置】 教育委員会に配置

【採用等】 市の非常勤職員として採用し、市の関係機関との組織的な対応の強化を図った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 3名 【資格】 社会福祉士

【勤務形態】 週4回、週29時間（1日あたり7時間15分）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

【活動方針等】 ①学校における生徒指導体制、支援体制の充実（関係機関とのコーディネート）

②教職員に対する支援、コンサルテーション、情報提供

③関係機関とのネットワークの構築

④児童生徒が置かれている環境へのアプローチ

⑤中学校区担当制

【周知方法】 校長会、教頭会、小中生徒指導担当者連絡会等で活動方針の説明とSSWの紹介

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 高槻市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

・市のSV研修（1回/月） ・市内の社会福祉士等で構成する研修会（2回/年）

・府のSSWe r養成研修7回/年

（3）研修内容

・市のSV研修の中で、事例研究・検討と交流

・平成29年度よりSSWe rが、市内の社会福祉士として採用された職員を中心に、福祉関係に所属する社会福祉士の知識と技術の向上により専門性を高めるための合同勉強会に参加している。

・府のSSWe r養成研修で、児童虐待・いじめ・貧困・発達障がい等をテーマに講義

・事例検討やグループワーク、意見交換

（4）特に効果のあった研修内容

・SSWe r個人で対応が困難な事例も、SVによるスーパーバイズを受けることで、学校でのチーム体制の構築、関係機関との連携がスムーズになり、学校に対してよりよい支援を行うことができた。

・府のSSWe r研修では、実践的なテーマについて、SV及びCSSWe rによる講義等を通じて、SSWe rに求められる役割について認識を深めることができた。

・実践交流等から、スクールソーシャルワーカーとして児童生徒への支援や健全な育成のために必要な力を具体的に理解することができた。

・市内の社会福祉士等で構成する研修会では福祉関係法の制度、各関係課の事業の理解を深めることができた。また、合同で事例検討会を行い、アセスメントの深め方やプランニングの方法など、今後の活動に活かすことができる手法を学ぶことができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

【SVの設置】 有り

【活用方法】 困難な事案に対してのスーパーバイズ、直接支援や月1回のSV会議での指導助言

（6）課題

・新規採用のスクールソーシャルワーカーの知識や技術を向上させるための研修プログラムの検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校・母のエンパワメントのための活用事例（①貧困 ②虐待の疑い ④不登校）

【事例概要】

- ① 家庭環境・・・母子家庭（母 本児A） 虐待の疑い 生活保護受給中 学校は母と連絡が取りにくい
- ② 経緯・・・Aの不登校と進路保障について派遣要請。情報収集後、校内コア会議にて方針を決定し、地域の支援機関に母をつなぎ、チームでの支援体制の構築がSSWe rの役割となる。校内ケース会議でアセスメントを深め、Aの学習保障・登校支援のため学年の教職員が母子との関係を再構築に努めた。

【SSWe rの関わり】

- ① 連絡を取りにくい母とSSWe rが繋がるために、母が信頼する教職員とともに家庭訪問。母の困りごとを引き出し、公的サービス、地域の支援機関の力を借りることを母に了承を得る。
- ② 母の金銭管理の支援として地域の支援者へつなぎ、具体的な進学費用の確認のため公的機関とも連携。
- ③ 母へのDVの疑いがあったため、母に児童相談所の情報提供を行い、母からAへの不適切な関わり、DVの相談が出来るように繋げた。

【その後の経過】

Aの登校・学習の状況が改善され、高校に進学することが出来た。母の金銭管理、虐待については継続的な見守りが必要だが、相談できる人や場所が出来たことで精神的安定に繋がり、困った時に自らSOSを出せるようになった。

【事例2】貧困対策、進路保障のための活用事例（①貧困 ⑦進路保障）

【事例概要】

- ① 家庭環境・・・父・母・本児B。父は仕事で全く家に帰って来ず、生活費を徐々に入れなくなった。母は疾患により未就労。Bは数年前に虞犯行為があり、地域の支援員と繋っている。
- ② 経緯・・・進路相談する中でお金に関する困り感が母から表出、学校からSSWe rに相談が入った。

【SSWe rの関わり】

- ① 学校同席のもと、母と面談。奨学金の手続きの補助と奨学金以外の教育支援資金の紹介、生活面での相談を受けることができる相談機関について情報提供。
- ② 母の同意を得てSSWe rと相談機関が本人家族について情報共有、生活面の支援を行う。

【その後の経過】

- ① 相談機関の支援の下、奨学金以外の教育支援資金の手続きが完了、Bは高校へ進学。
- ② 生活保護制度受給のため、相談員と制度利用申請の手続きを行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

市の非常勤職員として雇用し派遣型に変更して2年目になる。市職員になることで、子育て総合支援センター、社会福祉協議会のワーカーとの連携がより一層進んだ。要請のあった学校へ集中して支援を行うことができ、問題の解決もしくは好転したという割合が増加した。家庭環境の問題：5.5%（H28）→20.3%（H29）、不登校：2.9%（H28）→16.3%（H29）

（2）今後の課題

発達障がい等に関する相談要請が増加しており、より一層関係機関や福祉機関、学校と連携し児童生徒を取り巻く環境を支援する体制の強化が必要である。

枚方市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき、2中学校区にそれぞれ1名ずつのCSSWを、中学校を拠点校として配置し、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、小中学校からの要請により、随時CSSW及びSSW・SVの派遣を行う。また、6小学校に6名のSSWを配置し、配置校への支援を行う。
- ・他の専門家とともに「ひらかた学校支援チーム」の一員として、通常時の学校訪問及び緊急支援を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 SSW・SV 1名、CSSW 2名、SSW 6名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許
- ・勤務形態 SSW・SVは、CSSWへのスーパーバイズ等で年間41回（1回3時間）、CSSWは、配置中学校区における活動等で年間61回（1回4時間）、SSWの配置校における活動等で960回（6名分）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

配置校の学校の教職員とのチーム体制によるケース対応・教職員と連携した校内ケース会議のファシリテーションや福祉的手法のアドバイス・小中合同ケース会議等、小中学校教職員が協働した小中学校間連携の推進・学校と関係機関等との連携のコーディネート・中学校配置のスクールカウンセラーとの連携・枚方市教育委員会が開催する研修会・連絡会等への参加・教職員と協働した不登校の未然絵防止の取組み及び早期対応・義務教育9年間を見据えた系統性・継続性のある生徒指導体制の構築 等

【周知方法】活用に関して、校長会等で周知するとともに、生徒指導主事等を対象とした説明会を行い、SSW・SVが活動内容等について説明を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 SSW・SV及びCSSW、SSW

（2）研修回数 年間6回

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワークの技法について（SSW・SVによる指導等）
- ・個別ケースについての検討 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・対応事案について、SSW・SVとCSSW、SSWが具体的な対応方法の検討を行ったこと。
- ・子ども総合相談センターの相談員等との交流

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置あり

○活用方法

- ・CSSWの配置校でのスーパービジョン及び校内研修会等実施に向けた準備及び指導
- ・教職員（管理職・生徒指導主事等）研修の講師 ・緊急事案に対する支援
- ・枚方市いじめ問題対策連絡協議会委員 等

（6）課題

- ・SSW・SVが他の自治体と兼任しているため、研修会等実施のための日程調整が困難。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校生徒への対応のための活用事例（③不登校）

中学校1年女子。当該生徒の生存確認が難しい。不登校を理由に保護者が転校を希望したため、ケース会議を実施。ケース会議において、アセスメントシートを活用して当該生徒や家庭の状況等について情報を出し合った。当該生徒だけでなく、家庭の状況や保護者についても見立てたところ、母親ではなく父親を窓口にして家庭と連携することが有効であると判明した。また、父への連絡は管理職が、当該生徒の対応は本人が最も話しやすいと感じているA教諭が、そして、保護者と話すのはこども支援Cと管理職がすると役割を分担した。さらに、「いつ、だれが、どの場面で、どのように」当該生徒と保護者に働きかけるかについても明確にし、対応を続けた。これらの取組により、当該生徒は、徐々に校内適応指導教室に登校できるようになった。進級した今年度は、新しい学級と校内適応指導教室を併用しながら登校することができている。

ケース会議にて見立てを十分に行い、保護者の窓口を父親にしたことと、職員の役割を明確にし、計画的に対応できたことで、当該生徒の不登校を解消することができた。

【事例2】貧困対策・児童虐待への対応のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待）

当該児童が、家に帰りがたらない、友達とのトラブルが頻発、家庭環境の課題（生活保護受給家庭）等の課題を抱えているため、ケース会議において、家庭環境の改善に向け、母親への支援を学校と子ども総合相談センターが協働しての取組を計画した。しかし、改善が見られないため、CSSWより拡大ケース会議を実施するよう促され、学校、子ども総合相談センター、生活福祉室、SSW・SVによるケース会議を実施。これにより、学校、子ども総合相談センター、生活福祉室の立場と役割を明確にした上で取り組むことができた。生活福祉室において、ヘルパーの利用や定期的な家庭訪問等を通じて、保護者の相談に応じるなど家庭への支援ができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・CSSWを2中学校に1名ずつ配置し、拠点校としながら中学校区で、また、SSW6名が配置校で活動し、CSSWやSSWと教職員が児童・生徒の状況等を共有し、見立てを行うことで、適切な計画のもと、教職員が役割を明確にし、課題解決に向けて対応することができた。

①支援対象となった児童・生徒数 1,043名

②ケース会議の状況

（ア）教職員とのケース会議 開催回数177回（ケース件数172件）・参加教職員数558名

（イ）関係機関とのケース会議 開催回数16回（ケース件数15件）・参加教職員数77名
参加関係機関人数62名

（ウ）連携した関係機関 本市子ども総合相談センター、大阪府中央子ども家庭センター、保健所・医療機関等

・学校からの要請に対し、緊急派遣を行い、学校の対応について方向性が明確になり、児童・生徒、保護者に寄り添った対応ができるようになった。（平成29年度派遣時間数95時間）

・「ひらかた学校支援チーム」とともに、本市立小中学校へ出向き、学校の状況等についてのヒアリングを行った上で、必要に応じてケース会議を実施する等、対応した。（平成29年度派遣回数63回）

（2）今後の課題

・児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中で、SSWの必要性は高まっており、社会福祉士等の資格を有し、即戦力となる人材が必要であるのだが、その確保が難しい。

・「スクールソーシャルワーク」とは、どのようなものなのか、今後も管理職を通して、教職員に理解を深め、適切に活用できるよう啓発をする必要がある。

東大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えていることを鑑み、このような事例には関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、早期対応はもちろんのこと、その環境改善を図る必要があることから、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議でのアセスメント等による生徒指導体制の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを拠点校の小学校に継続的に配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成29年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校7校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・11名

「資格」

- ・社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に中学校において相談・援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意・見識を有する者

「勤務形態」

- ・拠点型と派遣型の活用を行い、拠点活用としては7小学校の拠点校で、週2回勤務
- ・拠点校は1回6時間の年間490回の活用（年間70回×7校）
- ・派遣活用は市教委が学校からのSSWの派遣依頼を受け、1回3時間勤務を基本とし、年間100回の活用

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・1つのケースについて年間を通して関わる。 ・長期欠席、不登校児童やいじめ等、課題のある児童に対する状況把握
- ・児童、保護者、教職員に対する相談活動 ・学校、保護者、関係機関との円滑な連携のための調整、連絡
- ・拠点校の中学校区におけるケース会議や校内体制会議等への参画とケースの見立て
- ・拠点校の中学校区で行う「いじめ、長期欠席、不登校対策ブロック会議」への参加
- ・市教育委員会の行うSSW連絡会等への参加

上記の拠点校での活動方針について連絡会にて、学校長や担当教員へ周知。校園長会や生徒指導担当者連絡会等の資料として、「SSWは『こどもの利益』を最優先にした、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」ということを示し、依頼があれば派遣活用を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSWや拠点校SSW担当教員を対象に、東大阪市SSW連絡会を開催

（2）研修回数（頻度）

- ・2カ月に1回程度

（3）研修内容

- ・拠点校活動における情報共有や事例検討（SVによる研修） ・関係機関との連携

（4）特に効果のあった研修内容

- ・SVによるケース会議の進め方や虐待対応についての講義

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 ・3名のSV体制（弁護士、大学准教授、大学助教）

○活用方法 ・2カ月に1回程度SV会議の実施 ・SSW連絡会での研修の実施 ・拠点校への訪問

（6）課題

- ・学校がより有効にSSWを活用できるよう、SSW間の共通理解を図ることが必要である。
- ・SV体制やSSW連絡会のさらなる充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校と家庭の関係改善のための活用事例

(⑦その他(発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等))

支援学級在籍の小学3年女児。以前から友人関係でトラブル多発。特に留守家庭児童育成クラブ(学童)でのトラブルが多く、他の保護者からのクレームが重なり、退所していた。そのため、母は仕事を辞めるが本児との関係性が悪化し、もともと抱えていた精神疾患が重症化する。校内での本人の問題行動を報告し、家での指導を求め続ける学校との関係は悪く、話し合いもできない状態であった。SSWは本児担任、支援学級担任、特別支援コーディネーター、管理職とケース会議を重ね、本児と保護者の様子や困り感について共有。本児には支援学級担任が中心となりストレングスを活かした関わりを重ね、見出した本児のプラス面を積極的に母親に伝えるようにした。母親との関係が良好になったタイミングでSSWを紹介、SSWが母親と数回面談を行い、放課後等デイサービスの利用を提案した。興味を示されるが手続きが出来そうもないとの言葉を受け、SSWの同行支援を申し出る。福祉事務所や事業所へ同行し、手続きを行う。また、本児自身が実際に事業所を見学し、意思を確認することを提案。結果、本児はデイサービスにつながり、少人数の中で友人関係を作っていく機会を得ることができた。その過程で、学校でのトラブルも減少。保護者は学校を信頼し始め、担任や支援学級担任と日々情報の共有を行っている。

【事例2】不登校生徒のための活用事例(④不登校)

中学3年男子。不登校。入学当初より時々しか登校出来ていなかった。学級担任や学年教員は、生徒の興味に合わせて部活動へ誘ったり、家庭訪問をしたりしていたが、継続した登校にはつながらなかった。SSWが関わりケース会議を開催し、家庭背景、発達の課題などについて話し合いを行った。SSWはアセスメントのために保護者面談を数回行い、その後母と一緒に場面で教育相談に申し込みをすることが出来た。保護者の許可を得て、教育センター相談との連携をした。本人の発達の特性に合わせて、登校しやすい環境を作ること、保護者との関係作りは特定の先生が担当し、保護者が話しやすい環境も作ることができ、卒業後の進路も決定した。

【事例3】性的な事象のための活用事例

本市のスクールソーシャルワーカーの活動においては、不登校ケースやネグレクトベースの虐待対応が多く、性的な事象での活用事例の報告はありませんでした。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW参加のケース会議の有効性が広く認知されて、学校からのケース会議や事例研修などへのSSW派遣要請が多くなっている。
- ・拠点校活用については、週2日の配置をすることで、SSWが主体的に行動することができ、教職員や関係機関と信頼関係を築き、円滑な機関連携につながった。

(2) 今後の課題

- ・子どもたちをとりまく環境の変化、子どもが抱える課題が多様化・複雑化することで、「いじめ」「問題行動」の低年齢化や「虐待」などの家庭環境の問題が大きな課題となっており、福祉的視点をもったSSW配置のニーズが非常に高まっているが、そのニーズにこたえられるSSWの人材確保とさらなる資質向上が必要である。
- ・派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、すぐにSSWを派遣することができなかったケースも多かった。
- ・学校への支援体制充実のため、SV体制やSSW連絡会等の充実を図る必要がある。

尼崎市

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもが抱える問題を早期に発見するとともに、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、福祉事務所の体制を整備し、学校現場に福祉の視点を導入することで、要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とするほか、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うため家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営が可能となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー） 6名
（資格） 社会福祉士、精神保健福祉士
（勤務形態） 年間156日 1日6時間勤務（一月あたり平均13日、一週あたり概ね3日勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で先の実施要領とともに発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、北部保健福祉センター（福祉事務所職員）、教育委員会職員及び学校教職員、こども青少年本部事務局関係職員

（2）研修回数（頻度）

SSW研修会 5回

（3）研修内容

4月19日 新任研修
6月2日 ケース会議の進め方について（教員参加）
8月31日 スクールソーシャルワーク活動研修（教員参加）
1月18日 スクールソーシャルワーク活動研修（教員参加）
2月20日 難しくなる保護者対応トラブルをエコマップづくりで出口を見つけよう（教員参加）

（4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記のうちのスクールソーシャルワーク活動研修（2回・教員参加）については、基調講演や、スクールソーシャルワーク活動の事例（保護者対応等の関係機関との連携、寸劇を通じたスクリーニングリストの活用、地域資源の活用）を通して具体的なスクールソーシャルワーク活動の理解を深め協働する取り組みを学ぶ機会となった。そのほかの研修もスクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置:有り
- 活用方法:福祉・教育連携体制SV調整会議を実施し、SVから事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰る事例やワーカーに対する研修等で助言指導等を受けている。

（6）課題

活動に即した効果的な研修テーマの設定、研修参加（教員）が少ないこと、及び研修等の日程の調整

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】スモールステップを目標設定し、不登校を改善、進学できた事例（①児童虐待③不登校）

(1) ケース概要

中学3年生（特別支援学級）の生徒。小学2年生の時に養護施設から家庭復帰。その後、不登校傾向になり中学校では全欠。保護者とは連絡が付きにくい。養育環境が十分ではなく、持ち物や制服が揃わないために登校しにくかった。しかし保護者と本児は同じ中学校で不登校であった兄が卒業後に引きこもっている様子を見て、中卒ではなく高等部へ進んでほしい、進みたいという思いはあった。

(2) 支援内容

- ・担任と共同でケースアセスメントし分担して家庭訪問。簡単な手紙を投函し、担任が気にしていること、会いたいことなど伝える。
- ・本児と保護者の懇談設定をし、校長・教頭・担任・SSWとで進路への意向確認、今後の方向性についてすり合わせをする。
- ・スモールステップでの登校支援や学習支援、また進路を見据えて、療育手帳取得（福祉機関との協働）と特別支援学校への見学等入学準備の実施。

(3) 支援後の経過

学校と保護者・本児との関係が強まったことで、本児が段階的に登校できるようになり、3学期には毎日、1時間目から放課後まで登校でき、学力や対人関係の力が飛躍的に伸びた。遠足や卒業式などの行事にも参加でき、特別支援学校へ進学することが出来た。

【事例2】困窮状態を解決し、児童への不登校や問題行動を改善した事例（③不登校⑥非行①貧困対策）

(1) ケース概要

小学5年生の児童。欠席が増え、背景に家事を子どもたちが担っていたことが原因であった。毎日同じ服装で臭い、給食はがっつきおかわりしていた。本児は家庭から金銭を持ち出すことがある。保護者とは連絡が付きにくい。

(2) 支援内容

- ・本児や弟の担任やこれまでの担任の先生方とケース会議を実施し包括的にアセスメントを立て、学校全体で当該世帯の状況を共有した。
- ・本人が別室登校できるように校内体制を構築し、教室へ復帰するまでにスモールステップを支援した。
- ・養護教諭と連携し保健室で衣服を洗濯したり、自分でできる衛生面での行動が身に着くように支援した。
- ・妹の所属機関（保育所）との連携から祖父母にも協力して貰うよう促した。
- ・保護者へ子ども食堂や生活保護などを案内した。

(3) 支援の経過

2学期には、保健室での取り組みの成果があったこと、生活保護を利用できたこと、そして祖父母の援助も得られるようになったことで、衣服も食事も含め生活が整い、朝から教室へ登校できるようになった。体育大会にはきれいな体操服を着て参加することができ、親族も見に来てくれた。金銭持ち出しも見られなくなった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった校内体制を維持し、長期的な取組が必要となる場合も多い。

- ・活動学校数 《小学校》18校/41校 相談ケース数 170件 《中学校》14校/17校 相談ケース数 143件
- ・校内ケース会議 51回 ・連携ケース会議 54回 ・他機関との連携活動 322回

(2) 今後の課題

ワーカー6人で、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めている。今後も支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出していきたい。一方、教員の人事異動などで、学校現場での活用方法や、制度理解の浸透は引き続き課題となっていることから、その研修と併せて窓口となった教員の体験を他の教員と共有し、気づきを促すような研修を実施し、学校現場の理解を高めていく必要がある。